

Disclosure 2024

兵庫県信用組合の現況

ディスクロージャー誌

私たちの元気が地域を支える

けんしんのプロフィール Profile

名称	兵庫県信用組合
略称	けんしん
理事長	橋爪 秀明
所在地	神戸市中央区栄町通3丁目4番17号
設立	昭和26年3月
出資金	1,487百万円
組合員数	57,913名
自己資本比率	16.60%
預金量	4,158億円
融資量	2,599億円
店舗数	24店
役員数	325名
営業区域	兵庫県一円

目次 Contents

けんしんのプロフィール	1
ごあいさつ	2
組合理念	3
事業概況	3
コンプライアンスを中核とした内部管理体制	5
マネー・ローndリングおよび テロ資金供与対策に関するお客さまへのお願い	9
反社会的勢力に対するけんしんの取組み	9
SDGsに関する取組み	10
地域・社会貢献活動およびトピックス	11
地域密着型金融推進計画への取組み	13
中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み	14
地域の活性化に関する取組み状況	14
中小企業の経営力強化に関する取組み状況	15
「『経営者保証に関するガイドライン』への 取組方針」およびその取組み状況	16
金融仲介機能のベンチマーク	17
総代会	19
組織図	20
業務のごあんない	21
店舗一覧	26
資料編	27



ごあいさつ



皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は兵庫県信用組合【けんしん】に格別のご支援とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も、当組合の業績・事業内容・地域貢献活動への取組み等について、正確でわかりやすくお伝えできるよう取りまとめたディスクロージャー誌を作成しましたのでご高覧賜れば幸甚に存じます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられ、行動制限がなくなったことを背景に社会経済活動が活発となり、また、海外からの旅行者に対する入国制限の緩和に加え、急激な円安がインバウンドを後押しし、観光・宿泊・小売業等の景気は回復傾向にあります。

一方で、円安の進行や諸外国の紛争問題等による影響により、原材料価格の高騰や物価の上昇ならびに、永続的課題である事業継承・人口減少・少子高齢化に伴う雇用環境変化への対応や深刻な人手不足・賃上げ圧力等、取り巻く経済環境は厳しいものとなりました。

こうした中、当組合は「第十次中期経営計画」の中間年度として、組合理念である「地域住民の皆さまの幸福と中小事業者のお役に立ち、地域経済の繁栄に貢献する」のもと、中小事業者が抱える悩みや課題解決に向けた提案、円滑な資金繰り支援はもとより、細やかな経営支援に応じる等金融コンサルティング機能を発揮することに努め、お客さまのニーズに応じた経営サポートを実践してまいりました。また、個人のライフサイクルに応じた金融商品を提供するなど、お客さま目線の金融サービスの向上にも努めてまいりました。

これからも、各地域の自治体や関係団体と連携を図りながら、あらゆる分野で地域の発展と活性化に向けた取組みを行うとともに、役職員一人ひとりが「私たちの元気が地域を支える ～ゆるぎない基盤で、ゆるぎない存在に～」という共通の認識を持ち、お客さまに寄り添いながら、「取引して良かったと喜んでいただけるコミュニティバンク」を目指し、皆さまの幸福と地域の持続的発展に貢献してまいります。

今後とも、格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

令和6年7月

理事長

橋爪 秀明

ゆるぎない基盤で、ゆるぎない存在に

組合理念



組合理念

「地域住民の皆さまの幸福と中小事業者の発展のお役に立ち、地域経済の繁栄に貢献する」
地域の発展 = 組合の発展
金融機能・コンサルティング機能を発揮し地域創生の一翼を担う

ビジョン

取引して良かったと
喜んでいただける
コミュニティバンク

経営方針

お客さま目線の
金融サービスの向上

地域を支える
自律型人財^{*}の育成

ゆるぎない経営基盤の構築

^{*}一人ひとりの職員が当組合にとってかけがえない財産であることから、敢えて「人財」と表現しています。

事業概況

預金

地域への様々な取組みにより、関係強化に努めましたが、期末残高は前期比129億円減少の4,158億円となり、期中平均残高は71億円減少となりました。

貸出金

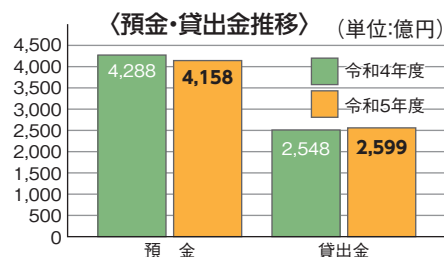
地域金融機関として、「取引して良かったと喜んでいただけるコミュニティバンク」をビジョンとし、「地域密着型金融推進計画」に基づき、地域金融の円滑化への取組みを積極的に行いました。

また、事業性評価に基づき、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とした「けんしんSDGsサポートローン」「けんしん原材料価格高騰にかかる支援融資」等、担保・保証に必要以上に依存しない融資取組みや、個人ローンも積極的に推進するとともに、認定経営革新等支援機関としてコンサルティング機能の発揮に努めた結果、期末残高は前期比50億円増加の2,599億円となり、期中平均残高は66億円増加しました。

損益

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、地域経済の持続的発展と活性化に貢献するため、中小事業者に対する事業性貸出や個人ローンにも積極的に取り組みました。

また、業務の効率化を進め、経費の抑制、資金の効率的な運用に努めるとともに、資産の自己査定に伴う償却引当等を厳正に対処した結果、当期純利益は825百万円となりました。





いままでも これからも いつまでも



●主要な経営指標の推移

(単位:百万円・人・%・口)

項 目		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 益	経 常 収 益	6,303	6,155	5,738	6,105	6,862
	経 常 利 益	687	772	770	854	1,106
	当 期 純 利 益	537	544	508	640	825
残 高	預 金 積 金	414,732	428,475	431,970	428,853	415,890
	貸 出 金	224,567	245,772	249,857	254,851	259,936
	有 価 証 券	150,878	159,403	158,982	148,816	122,831
	純 資 産 額	32,633	32,754	30,852	27,778	26,341
高	総 資 産 額	458,895	484,470	485,860	463,934	448,771
出 資	出 資 金 総 額	1,491	1,498	1,498	1,504	1,487
	組 合 員 数	58,499	58,670	58,987	59,097	57,913
	出 資 に 対 す る 配 当 金 (率)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
金	出 資 総 口 数	1,491,914	1,498,283	1,498,403	1,504,228	1,487,827
役 職 員 数		351	345	337	322	325
自 己 資 本 比 率 (単 体)		15.13	17.06	17.16	17.24	16.60

1. 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでいません。
2. 組合員資格 ①兵庫県内に住所または居所を有する方 ②兵庫県内において事業を行う小規模事業者 ③兵庫県内において勤労に従事する方 ④兵庫県内において事業を行う事業者の役員。ただし、①②の方については、常時使用する従業員の数が300人(卸売業・サービス業100人、小売業50人)を超え、かつ法人については資本金の額または出資の総額が3億円(卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円)を超える事業者の方は除きます。⑤兵庫県内に転居することが確実と見込まれる方(自己の居住の用に供する宅地もしくは住宅の売買契約または当該宅地の造成もしくは当該住宅の建設、修繕もしくは改良に関する工事の請負契約を締結したものに限る。)⑥当組合の役員
3. 役職員数は、臨時の雇用を除いています。
4. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

コンプライアンスを中核とした内部管理体制

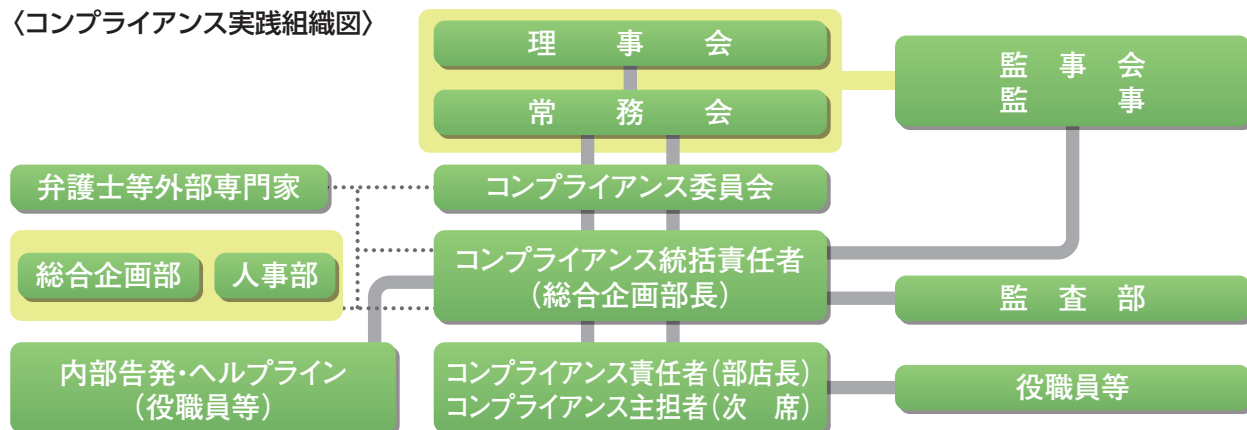
コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスとは、金融機関業務における法令や諸規程・諸規則はもとより、社会的規範に至る、あらゆるルールを遵守することです。

当組合では、コンプライアンスを経営の根幹をなす重要課題として位置付け、経営陣が率先垂範してコンプライアンス体制構築に取り組んでいます。理事会は、役職員等に対して実践計画を記したコンプライアンス・プログラムの周知徹底を図り、組織一丸となったコンプライアンスの実践を促進させるとともに、その進捗状況を半期に一度、理事会へ報告させることによって、より強固なコンプライアンス体制の構築を図っています。

また、各店舗にコンプライアンス・オフィサーを配置し、意識の醸成を図るとともに、その実効性を高めています。

〈コンプライアンス実践組織図〉

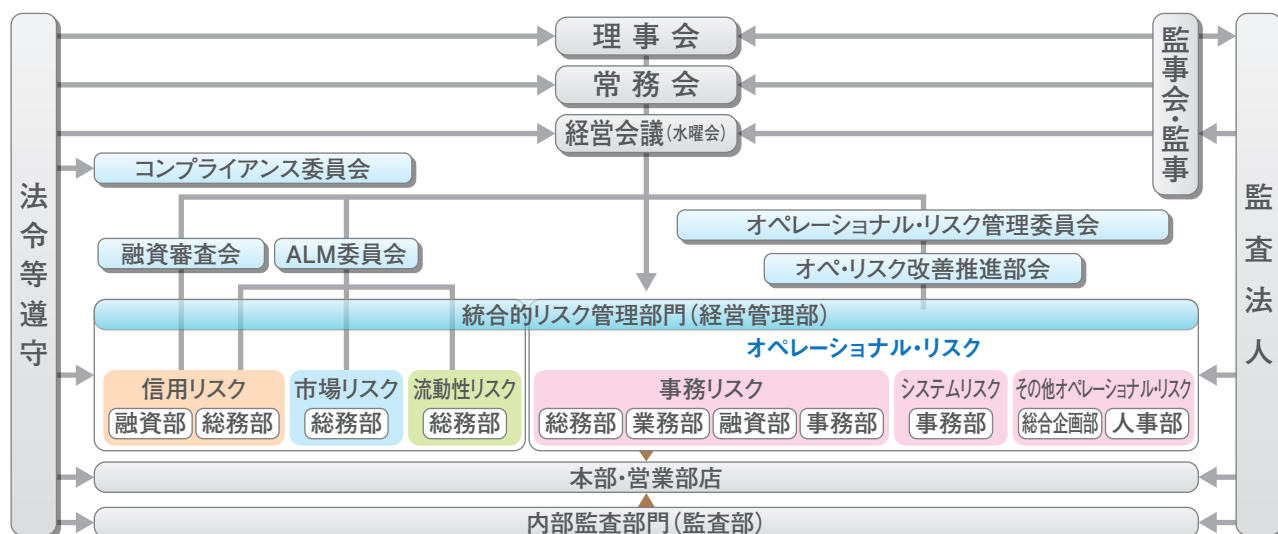


リスク管理体制

金融の国際化・自由化により金融業務に付随するリスクが多様化・複雑化しており、それらのリスク管理がますます重要となってきています。

当組合は、経営の健全性維持・向上の観点からリスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、「各リスク管理方針・規程」に則り、リスクの把握とそのコントロールを適切に行うことに努めています。

さらに当組合の規模・特性に応じた統合的リスク管理態勢の整備を図り、リスクの顕在化を防止・抑制するとともに、能動的にリスク・コントロールしていきます。



信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等が悪化することによって、資産の価値が減少ないし消失することに伴い、損失を被るリスクのことです。

クレジット・ポリシー（貸出の基本姿勢）に基づき、不良債権発生未然防止と資産の健全性維持に努める一方、健全な事業を営む融資先の技術力・将来性等を重視し、担保や個人保証に必要以上に依存しないよう周知徹底し、その実行の適切性を検証しています。

管理体制は、お客さまの財務状況・資金使途・返済原資等を的確に把握し健全な融資を行う審査管理と、与信管理の状況および信用格付の正確性、ポートフォリオ管理、問題債権管理およびその他の管理状況の適切性の検証を行う与信管理とし、過度の与信等を排除するため、業務推進部門等から影響を受けない体制としています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

保有金融資産のポートフォリオは、安全性・収益性・流動性を十分に検討のうえ、分散化を図り、金利リスク量の削減も併せて管理しています。有価証券は、種類ごとおよび銘柄ごとの保有限度額を定め、リスク・コントロールと収益の確保を図るため、モニタリングを実施しています。市場リスク限度額については、自己資本額、収益目標等を勘案のうえ、VaR手法による損失限度額を毎期リスク統括部署において設定し、常務会の決議を得て運用しています。また、定期的に開催するALM委員会において、リスク計測・リスクヘッジ等にかかる分析・検討等を行い、資産・負債の総合管理を行っています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

的確な資金ポジションを確保するため資金繰り状況を把握し、資金調達手段の確保を図っています。支払準備資産は適正な水準を維持するように努めており、その状況はリスク統括部署がモニタリングを行い、所管部署との相互牽制を図っています。手元資金繰り状況および支払準備状況は定期的に理事会に、また、ALM委員会には「流動性危機時を想定した調達可能額状況」を報告する体制としています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクおよび金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスクのことです。その計測手法は、基礎的手法を採用しています。

事務リスク

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。事務処理厳正化のため規程・要領等を整備し、内部監査による牽制機能の確保、研修・実務指導の充実を通じて、事務の効率化および事務ミスの削減に取組み、事務リスクの最小化を図っています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。システムリスク管理については、規程・要領等に則り適切にリスク管理を行うとともに、セキュリティポリシーに則り適切な安全対策を確保しています。また、コンティンジェンシープランにより、事故発生時のリスクを最小化する態勢を整備しています。

その他オペレーショナル・リスク

その他オペレーショナル・リスクとは、当組合がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスクおよびシステムリスクを除いたリスクをいい、損失発生の原因別の区分として、「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」等に細分化されますが、これらのリスクについては、当組合の規模・特性に応じた適切な管理を行っています。

顧客保護体制

● 個人情報保護に関する取組み

当組合では、個人情報および個人番号（以下「個人情報等」という。）保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下、「法令等」という。）を遵守し、下記取組みにより、お客さまの情報を厳格に管理しています。

- 個人情報保護宣言に基づく厳正な個人情報取扱いの徹底
- 「個人情報保護規程」・「個人データの安全管理措置要領」整備による安全管理措置
- 個人情報管理台帳および店内検査に基づく書類・記録媒体の定期点検
- 個人情報保護オフィサー・マイナンバー保護オフィサーの資格取得奨励
- 個人情報保護に関する集合研修および職場内研修の実施
- クリーンデスクの徹底 等

※個人情報保護宣言につきましては、店頭および当組合ホームページでご覧いただけます。

● 金融商品にかかる勧誘方針

当組合は、法令等に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、お客さまに対して、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し、断定的判断の提供や、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当組合は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

● 偽造・盗難キャッシュカードによる被害に遭われた場合の補償（預貯金者保護法）

お客さまが被害に遭われた場合は、偽造・盗難にかかわらず、お客さまに過失がなければ、金融機関が被害額を原則、全額補償させていただきます。ただし、お客さまに「重過失」があった場合には、原則、補償されませんのでご注意ください。

また、重過失以外の過失では、偽造カードによる被害は、原則、全額補償、盗難カードは、原則、75%補償と定められています。

なお、補償にあたりましては、警察と金融機関への被害届けが必要です。

預貯金者保護法での補償

	偽造カード	盗難カード
重大な過失があった場合	原則、補償されません	原則、補償されません
過失があった場合	原則、全額補償	原則、被害額の75%補償
過失がなかった場合	原則、全額補償	原則、全額補償

重大な過失の例

典型的な例は以下のとおりですが、その他、預金者に以下の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合も重過失となります。



過失の例

- 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合、かつ、それらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともにキャッシュカードを携行・保管していた場合
- 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

● 相談・苦情等対応窓口

営業店に相談・苦情等対応窓口を設置しています。
また、発生事例をコンプライアンス研修等のテーマとし再発防止に努めています。

● 苦情等処理措置および紛争解決措置の概要

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかる苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。
※苦情等とは、当組合とのお取引に関するご照会・ご相談・ご意見・ご要望・苦情・紛争のいずれかに該当するものおよびこれらに準ずるものをいいます。

各種お問合せ

キャッシュカード・通帳等の紛失・盗難時

紛失物等	受付日時	ご連絡先	電話番号
キャッシュカード・通帳・印鑑	月～金曜日(祝日を除く) 8:45～17:30	兵庫県信用組合お取引店舗	P.26店舗一覧をご参照ください。
キャッシュカード・通帳・印鑑	土・日・祝日、および平日の上記受付時間外	信組ATMセンター	0120-078-122

インターネットバンキングに関するお問合せ

受付日時	ご連絡先	電話番号
月～金曜日 9:00～24:00 土・日・祝日 9:00～17:00	けんしんインターネットバンキングサポートセンター	0120-770-783

ご意見・ご要望等のお申し出

お申し出内容	受付日時	ご連絡先	電話番号
ご融資・中小企業金融円滑化・経営者保証に関するガイドライン等	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00	兵庫県信用組合 融資部	0120-18-6520
出資金	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00	兵庫県信用組合 総務部	0120-18-6521
ご預金・ローン商品・ATM・投資信託・生命保険等	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00	兵庫県信用組合 業務部	0120-18-6522
その他	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00	兵庫県信用組合 総合企画部	0120-18-6523

Eメール:webmaster@hyogokenshin.co.jp(総合企画部)

紛争解決のお申し出 (金融ADR制度に対する取組み)

苦情等のお申し出は当組合のほか、「しんくみ相談所」をはじめとする他の機関でも受付けています。相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまのご了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)
〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号:03-3567-2456
受付日:月～金(祝日および協会の休業日を除く)
時間:9:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合の本部各部署またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客さまが直接、仲裁センター等へお申し出されることも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号:03-3581-0031
受付日:月～金(祝日、年末年始を除く)
時間:9:30～12:00、13:00～16:00

第一東京弁護士会仲裁センター
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号:03-3595-8588
受付日:月～金(祝日、年末年始を除く)
時間:10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号:03-3581-2249
受付日:月～金(祝日、年末年始を除く)
時間:9:30～12:00、13:00～17:00

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からのお申し立てについて、当事者のご希望をお聞きしたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停・現地調停は、全国の弁護士会で実施している訳ではありませんので、ご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

保険商品にかかる苦情等受付窓口

生命保険相談所(一般社団法人 生命保険協会)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1
電話番号:03-3286-2648
受付日:月～金(祝日、年末年始を除く)
時間:9:00～17:00

そんぽADRセンター(一般社団法人 日本損害保険協会)
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
電話番号:0570-022808
受付日:月～金(祝・休日、年末年始を除く)
時間:9:15～17:00

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するお客さまへのお願い

日本および国際社会がともに取組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。信用組合は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することができるように対策を進めております。当組合においても、マネー・ローンダリングとテロ資金供与リスクを経営上の課題として認識し、リスクに応じた取組みを適切に行っております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、お客さまとの取引の内容、状況等に応じて、継続的に追加でのご確認などをさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

顧客受入方針

当組合は、犯罪収益の移転を未然に防止するため、お客さまと取引を行う際に取引時確認が必要となる取引および同取引にかかるお客さまの属性情報の取得・管理については、犯罪収益移転防止法などの法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成書面の内容を踏まえ、以下の各事項について適切な対応を実施します。具体的には、以下の取引の種類に応じて取引時確認を実施します。なお、お客さまが取引時確認に応じていただけない場合には、取引時確認にお客さまが応じていただけるまで当該取引を謝絶します。また、犯罪収益の移転の危険性が高いものとして、お客さまとの取引が下記取引事例に該当すると判断した場合には、すみやかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的なモニタリングの実施や取引謝絶などの措置を実施します。

- 預金口座の開設、200万円を超える大口現金の受払いをする取引、為替取引を伴う10万円を超える現金の受払をする取引等（閾値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために1の取引を分割していることが一見して明らかなものは1の取引とみなす。）
 - 上記取引において当組合が確認する事項およびその確認書類は、下表のとおりです。
 - 上記取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。
- 特別の注意を要する取引（(1) マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引、(2) 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引）
 - 上記「1.」と同様。
- 高リスク取引（(1) なりすましの疑いがある取引または本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引、(2) マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客との取引、(3) 重要な公的地位にある者（外国PEPs）との取引）
 - 上記取引において当組合が確認する事項およびその確認書類は、下表のとおりです。なお、マネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」および「実質的支配者」については、通常よりも厳格な方法により確認します。
 - 上記取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。

確認事項	通常の取引（上記1、2）	高リスク取引（上記3）
本人特定事項（個人）氏名、住居、生年月日 (法人) 名称、本店または主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類 (個人) 運転免許証、個人番号カード、在留カード、旅券（パスポート）等 (法人) 顔写真のある公官庁発行書類など (法人) 登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるものなど	通常の取引に際して確認した書類 + 上記以外の本人確認書類
取引を行う目的	申告	申告
(個人) 職業 (法人) 事業の内容	(個人) 申告 (法人) 定款、登記事項証明書など	(個人) 申告 (法人) 定款、登記事項証明書など
実質的支配者（議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人（全ての法人に存在））	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿（資本多数決の原則を採る法人の場合）、登記事項証明書（資本多数決の原則を採る法人以外の場合）など + 代表者等からの本人特定事項の申告
資産および収入の状況（高リスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。）		(個人) 源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人) 貸借対照表、損益計算書など

犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引事例

- 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引（顧客属性や取引態様に見合わない場合）
- 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額のもの
- 架空、他人、実体が無い法人との疑いがある口座の利用
- 匿名または架空と思われる名義での送金を受ける口座の取引
- 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
- 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われた口座の取引
- 入金口座から現金で払い戻した直後に、その現金を送金する取引（払戻口座の名義別に送金する場合）
- 多数の者に頻繁に送金を行う口座の取引（送金を行う直前に多額の送金を受ける場合）
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座の取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合）
- 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例（預金取扱金融機関）」に示された取引
- その他当組合が「疑わしい取引」を判断する取引

反社会的勢力に対するけんしんの取組み

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員等の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

SDGsに関する取組み

「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた取組みを強化するため、「兵庫県信用組合 SDGs宣言」を制定し、ホームページで公表しています。

宣言の公表により、役職員等全員が共通認識を持ち、今後も、地域密着型金融機関として、地域の持続的発展に貢献できるよう積極的に取組んでいきます。

「SDGs診断ツール」の提供

「SDGsに取組みたい」、「SDGs宣言により企業価値を高めたい」と考えておられるお客さまに対し、「SDGs診断ツール」を提供しています。

「SDGs診断ツール」チェックシートに回答していただくと、回答結果が評価され、お客さまのSDGsに対する強み・弱みが把握できるとともに、回答に基づくSDGs宣言書が作成されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「ひょうご産業SDGs推進宣言事業・認証事業」における取引先支援

公益財団法人ひょうご産業活性化センターが行い、兵庫県も推進している同事業について、お客さまへのご案内および登録・認証のための支援を行っています。

けんしんSDGsサポートローンの取扱い

地域の活性化・発展に向けSDGsに積極的に取組みを行う中小事業者の皆さまを応援し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的に、令和4年5月1日より「けんしんSDGsサポートローン」の取扱いを開始しました。

「SDGs宣言」を行っている、またはSDGsへの積極的な取組みを行っている事業者を対象とした商品であり、SDGsにかかる設備資金等にご利用いただけます。

当組合の取組み



貧困をなくそう

- フードドライブ活動への協力



飢餓をゼロに

- 農業分野への支援
- 東京海上日動火災保険株式会社との農業経営支援にかかる連携協定締結



すべての人に健康と福祉を

- 認知症サポーターの育成
- 障がい者支援団体へ使用済切手等を寄贈
- 開発途上国にワクチンを贈っている国際支援団体へ使用済テレカ等を寄贈
- プルタブを回収し、一定量に達したところで車椅子と引換えて病院等へ寄贈する活動に参加
- 利用額の0.5%が信組業界の選定したチャリティ関連諸団体やロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティに寄付される「しんくみピーターパンカード」の利用を推進
- 職員へのストレスチェック
- しんくみの日週間 献血運動へ参加
- 「後見制度支援預金」の取扱い



質の高い教育をみんなに

- 各種資格取得のための支援
- 大学講義(業界の産学連携事業)
- トライやるウィークの受入れ
- 教育ローン
- インターンシップ受入れ
- 専門学校との連携(WebアニメCM)



ジェンダー平等を実現しよう

- 女性活躍推進法への取組み



エネルギーをみんなに そしてクリーンに

- 節電・省エネルギー
- 太陽光発電設備資金対応
- 店舗屋上に太陽光発電設備を設置(六甲道支店)
- ハイブリッド車の導入
- LED照明の導入



働きがいも 経済成長も

- 経営支援
- 事業承継支援
- 創業支援
- ビジネスマッチング
- 継続雇用
- 障がい者雇用
- 働き方改革推進



産業と技術革新の基盤をつくろう

- 創業支援
- 経営者勉強会
- 6次産業化支援
- ビジネスマッチング関連イベントへの参加、出展支援
- ひょうご中小企業技術評価支援制度の推進
- 成長分野への融資推進
- 景況アンケート



人や国の不平等をなくそう

- 電話リレーサービスへの対応
- 営業店窓口にコミュニケーションボード備置き



住み続けられるまちづくりを

- 振り込め詐欺被害未然防止への取組み
- 地域との連携、活性化に関する取組み
- 地域行事への積極的な参加
- 「子ども110番」へ参加
- しんくみの日週間に来店客等へ花の種配付
- 地場産業の播州織を使用したワイシャツ等の全職員への支給・着用



つくる責任 つかう責任

- 再生紙の利用
- ディスクロージャー誌の植物インキ使用



気候変動に具体的な対策を

- カーボンオフセット通帳
- クールビズの実施
- エコ商品ノベルティ
- ペーパーレス化
- グリーンボンドへの投資



海の豊かさを守ろう

- 紙製クリアファイル作成



陸の豊かさを守ろう

- ディスクロージャー誌のFSC®認証製品使用



平和と公正をすべての人に

- お客さま本位の業務運営
- マネロン・テロ資金供与対策におけるリスク管理態勢の強化
- 出金機能の一部利用制限等特殊詐欺被害防止への取組み



パートナーシップで目標を達成しよう

- 地方自治体、商工会議所等との連携協定
- 一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会との連携による専門家派遣
- 兵庫県中小企業団体中央会、兵庫県信用保証協会との連携による中小企業の経営力向上、経営改善支援

地域・社会貢献活動およびトピックス

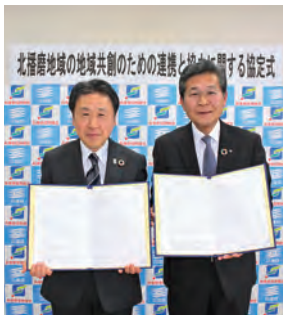
けんしんは、地域金融機関として、CSR※を果たすための活動に積極的に取り組んでいます。

※CSR=Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)

トピックス

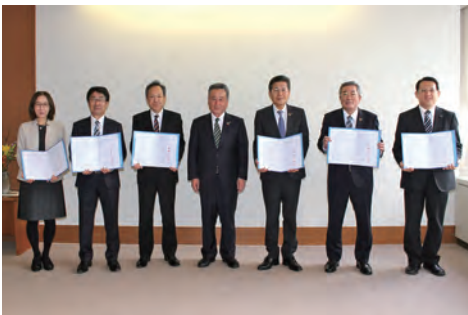
連携協定締結

■兵庫県北播磨県民局との連携協定締結



令和6年1月22日、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の活性化、県民サービスの向上を図ることを目的として、兵庫県北播磨県民局と「北播磨地域の地域共創のための連携と協力に関する協定」を締結しました。

■災害等における相互支援に関する連携協定締結



令和6年4月1日付で、当組合を含めた兵庫県に本店を置く6信用組合が連携し、災害等が発生した場合の被害拡大の防止および金融機能の維持ならびに早期復旧を図ることを目的とした協定を締結しました。

設立記念日に全店感謝デーを開催

当組合の設立記念日である3月1日および2日に全店感謝デーを開催しました。

日頃の感謝の気持ちを込め、記念品としてお花をプレゼントさせていただいた他、今年はお子さま向けの企画としてスーパーボールすくいをご用意し、ご来店されたお子さまにエコ文具セットをお渡ししました。また展示では、店舗ごとにそれぞれの地域の魅力や歴史、観光スポット等を紹介しました。



年金友の会「北播磨応援バスツアー」を実施

令和5年11月24日と12月1日に年金友の会「北播磨応援バスツアー」を実施しました。

2日間合わせて226名の会員さまがご参加され、観光スポットを巡りながら、お土産に地元特産品を購入されるなど、北播磨の地を満喫していただくことができました。

今後も年金友の会では会員の皆さまにお楽しみいただける旅行やレクリエーション等を企画してまいります。



神戸ストークスとパートナー契約締結

令和6年3月1日付で、プロバスケットボールチーム・神戸ストークスとパートナー契約を締結しました。

神戸ストークスはB.LEAGUE(プロバスケットボールリーグ)に所属し、当組合と同じ神戸を本拠地としています。チーム名の「ストークス」は、県の鳥にも指定されているコウノトリの英語表記に由来しています。



地域・社会貢献活動に関する取組み

播州織ワイシャツ・ブラウス・リボンタイ着用開始

兵庫県北播磨地域の地場産業である播州織を使用したワイシャツ・ブラウス（総合職等向け）、制服用リボンタイ（業務職・パート等向け）の着用を令和6年3月より開始しました。

全職員が播州織製品を実際に着用することで、その良さを広め、地場産業や地域社会・地域経済の発展に貢献してまいります。



寄付活動・寄贈活動の実施

「しんくみピーターパンカード」ご利用にかかる基金贈呈

「しんくみピーターパンカード」ご利用にかかる基金を、令和6年3月15日に兵庫県立和田山特別支援学校へ、令和6年3月29日に西脇市へ、各55万円、計110万円贈呈しました。

兵庫県立和田山特別支援学校ではeスポーツ用品・VRゴーグル・乾電池型IoT・大型扇風機・スクールバス用チャイルドシート・デジタルカメラの購入、西脇市では西脇市障害児学童保育室分として絵本・玩具・ステレオの購入、西脇市こどもプラザ分として遊具の購入に活用されました。

当組合では、平成14年から年1回、県下の障がい児支援施設や特別支援学校等へ寄付活動を継続して行っており、今回で23回目、累計寄贈額は約1,488万円となりました。



兵庫県立和田山特別支援学校へ寄贈



西脇市へ寄贈



西脇市感謝状

令和6年能登半島地震への義援金活動

当組合より被災に対する義援金の寄付を行い、また、全営業店の窓口において義援金の受付を行っています。

プルタブ・ベルマーク等の収集・寄贈

当組合では、平成11年より継続してプルタブ・ベルマーク等の収集およびボランティア団体等への寄贈活動を行っています。

令和5年度につきましても、お客さまのご協力により多くのプルタブ・ベルマーク等が集まりました。

柏原支店が赤い羽根共同募金運動で「兵庫県共同募金会会長表彰」を受賞

当組合では、継続して赤い羽根共同募金運動への協力を行っています。

このたび、柏原支店が、平成19年の開店以降毎年赤い羽根共同募金運動への協力を行っているという長年の募金協力の実績から、丹波市社会福祉協議会より推薦を受け、令和5年7月10日に「兵庫県共同募金会会長表彰」を受賞しました。



「フードドライブ in 北播磨」への協力

令和5年10月25日・26日に兵庫県北播磨県民局で行われた「フードドライブ in 北播磨」に当組合も協力しました。

フードドライブとは、家庭で余っている食品等を持ち寄り、必要としている生活困窮者の方々や福祉施設等に配付する活動で、当組合では、北播磨地域の7店舗および本部の役職員に協力を呼びかけ、集まった食料品や日用品、合計193.3kgを寄付しました。



店舗周辺の環境美化に向けた取組み

本部・営業店では、店舗周辺清掃や地域で開催される美化活動に参加し、環境保全に努めています。

また、全営業店で店舗入口等に花（プランター）を設置し、お客さまを気持ちよくお迎えするための環境整備に努めています。

CO₂削減に向けた取組み

平成26年度から温室効果ガス排出量削減に取組む「Fun to Share」に参加しています。

本部・営業店では、エアコンの温度調節や営業時間外のロビー消灯などによる節電、カーボンオフセット通帳や環境に配慮したエコ製品を粗品に導入するなど、CO₂削減に向けた取組みを行っています。

地域密着型金融推進計画への取組み

平成15年4月以降、4年間にわたるアクションプログラムにおいて、地域密着型金融の推進を図り、実効性のある取組みを実践してきました。平成19年度からは、年1回その取組み状況を公表することとしており、令和5年度においても、「取引して良かったと喜んでいただけるコミュニティバンク」をビジョンとし、引続きこれらの機能強化を図るとともに、中小・地域金融を取巻く環境の変化に対する適切な対応により、期待される役割を果たせるよう、以下の重点課題に取組みました。

顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

- (1)日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析
- ①日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析とライフステージの見極め
企業概況表(事業性評価シート)の作成により、顧客企業の経営目標や経営課題の把握・分析に努めており、企業概況表作成件数は1,672件となっています。また、職員の目利き能力向上に向けた研修として、デザイン思考研修およびコンサルティング能力向上研修を実施しました。
- ②顧客企業による経営目標や課題の認識・主体的な取組みの促進
事業計画の策定を勧め、次の計画策定支援を行いました。
経営力向上計画6件、先端設備等導入計画19件、経営行動計画569件、経営改善・再生計画1件、ものづくり補助金11件、事業再構築補助金26件
- (2)最適なソリューションの提案
- ①顧客企業のライフステージに応じたソリューションの取組み
ア 創業・新事業資金に対する積極的な融資の取組みを行い、「創業・新事業支援融資」にかかる令和6年3月末実績は、49件323百万円となりました。
また、創業に役立つ情報をメールマガジンにて情報提供しました。
イ 経営改善が必要な顧客企業に関して、税理士等の認定支援機関の関与による経営改善支援センター事業を利用した経営改善計画策定支援について3件同意し、合計29件となりました。
また、兵庫県信用保証協会が事務局となっている経営サポート会議については、令和6年3月末実績は、合計94先となりました。
- (3)中小企業に適した資金供給
- ①担保・保証に必要以上に依存しない融資
当組合独自の融資商品を積極的に推進した結果、以下の実績を収めることができました。
ア SDGsに積極的に取組みを行う中小企業者を応援するため、融資商品「けんしんSDGsサポートローン」の推進
20件365百万円の融資実績となりました。
イ 原材料価格の高騰や円安の進行による影響を受けている中小企業者を支援する融資商品「けんしん原材料価格高騰にかかる支援融資」の推進
131件4,352百万円の融資実績となりました。
ウ ひょうご中小企業技術・経営力評価制度を活用した、当組合独自の融資制度「技術・経営力評価融資」の推進
令和6年3月末残高は、12件65百万円となりました。
- ②経営者保証に関するガイドラインの活用
「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重した取組みを行い、合計242先(うち今年度実績90先)となりました。
- (4)顧客企業等との協働によるソリューションの実行および進捗状況の管理
経営改善に向けた取組みを行う企業や成長期待性の高い企業105先を支援先に選定し、ソリューションの提案や協働による実行に加え、継続的なモニタリングやソリューションの見直しを行いました。

経営改善支援等の取組み実績

【令和5年4月～令和6年3月】 (単位:先数)

債務者区分	期 初 債 務 者 数 A	うち経営改善支援取 組み先a	aのうち期末に債務 者区分がランクアッ プした先b			aのうち再生計画を 策定した先δ		
			αのうちの期末に債務 者区分が変化しな かった先γ	β	γ	α	β	α
正常先 ①	3,023	4			4	1		25.0%
うちその他要注意先 ②	1,910	35	0		33	11	0.0%	31.4%
うち要管理先 ③	2	0	0		0	0	0.0%	0.0%
破綻懸念先 ④	219	6	0		6	3	0.0%	50.0%
実質破綻先 ⑤	77	0	0		0	0	0.0%	0.0%
破綻先 ⑥	7	0	0		0	0	0.0%	0.0%
小計(②～⑥の計)	2,215	41	0		39	14	0.0%	34.1%
合 計	5,238	45	0		43	15	0.0%	33.3%

- (注) 1. 期初債務者数及び債務者区分は令和5年4月当初の債務者数です。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでいません。
3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含みますがβに含んでいません。
4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでいます。
5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。
6. 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含んでいません。
7. γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。したがって、期中に完済した債務者はγに含んでいません。
8. みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
9. 「再生計画を策定した先数δ」は、αのうち「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」、「RCCの支援決定先」、「当組合独自の再生計画策定先」の合計先数です。
- 経営改善支援取組み先の定義について
経営改善支援取組み先とは、平成15年6月20日付金監第2059号「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出について」等において示しているとおり、取引先企業(個人事業主を含みます。なお、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。)のうち、通常の融資管理の強化等に止まらず、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし(注1)、例えば、下記のような取組みを行っている先をいいます。
①当組合がコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&A等の助言を行った取引先
②当組合から人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先
③当組合が紹介した外部専門家(経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等)が業務再構築等の助言を行った取引先
④プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)(注)および私的整理ガイドライン手続きの中で再生計画等の策定に関与した取引先
(注)再生型法の整理(民事再生法、会社更生法等)において議決権行使をしたに過ぎない場合は含まれない。
⑤企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資(現物出資)した取引先
⑥企業再生に当たり、デットエクイティスワップ(DES)、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先
⑦「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先
⑧中小企業活性化協議会等と連携し当組合が再生計画の策定に関与した取引先
(注1)位置付けを明確にするとは、各金融機関がその経営の実態に応じて、例えば、①経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先とする、あるいは、②本部と営業店が連携して支援を行うこととしている対象先等、経営改善支援の対象であることについて客観的な裏付けがある先とします。
(注2)単なる与信管理、貸出条件の緩和等の契約更改、回収強化等は経営改善支援取組み先には含めません。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、下記のとおり貸出条件の変更等や円滑な資金供給に努めることについて、何ら変わりはございません。

記

1. 中小企業者の既往の貸出金にかかる貸出条件の変更等の申込み・相談に対する対応

当組合で事業資金をご利用の中小企業者のお客さまが、業況不振による倒産・廃業、受注の減少や売上げ減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった場合には、当組合のお取引営業店の「金融円滑化相談窓口」等において、貸出条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2. 既往の住宅ローン取引にかかる貸出条件の変更等の申込み・相談に対する対応

当組合で住宅ローンをご利用のお客さまが、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向等による減収によりご返済が困難となった場合には、当組合のお取引営業店の「金融円滑化相談窓口」等において、貸出条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

3. 貸出条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備

- (1) 当組合は、お客さまからの貸出条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客さまの実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸出条件の変更等にかかる情報を集約し、貸出条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存いたします。
- (2) 融資部において、お客さまからの貸出条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握いたします。
また、関係各部署において、貸出条件の変更等のお申込み・ご相談にかかる情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、貸出条件の変更等を行ったお客さまの進捗状況や貸出条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客さまに対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導および経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客さまの利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、すみやかに理事会に報告し、問題解決、再発防止に努めてまいります。

4. 他の金融機関等との緊密な連携関係の構築

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸出条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客さまのご要望に基づき、情報共有の同意をいただいたうえで守秘義務に留意しつつ、該当する他の金融機関、政府関係金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)、兵庫県信用保証協会、住宅金融支援機構、地域経済活性化支援機構、事業再生ADR、中小企業活性化協議会等間で相互に貸出条件の変更等にかかる情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

5. お客さまへの説明態勢の充実

当組合は、お客さまからの貸出条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客さまとのこれまでの取引関係やお客さまの知識、経験および財産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客さまのライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

以 上

地域の活性化に関する取組み状況

自治体等との連携協定の締結

互いの資源を活かした協働による活動を推進し、緊密な相互連携により、市民サービスの向上および地域の一層の活性化を図ることを目的とした包括連携協定の他、下記のとおり自治体等と連携協定を締結しています。

連携の目的	連携先
包括連携協定	丹波篠山市・多可町・西脇市・加東市・たつの市・加西市・三木市・小野市および小野商工会議所・三田市・丹波市(締結日順)
農業経営支援に関する連携協定	東京海上日動火災保険株式会社
北播磨の広域観光事業に関する連携協定	兵庫県北播磨県民局および北播磨広域観光協議会
事業承継支援に関する覚書	豊岡商工会議所
北播磨地域の地域共創のための連携と協力に関する協定	兵庫県北播磨県民局
ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書	株式会社商工組合中央金庫

中小企業の経営力強化に関する取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域密着型金融の取組みを主体として、これまで以上に地域創生に積極的に取組むとともに、認定経営革新等支援機関として、コンサルティング機能を一層発揮し、取引先の皆さまの様々な経営課題の解決を図り経営力強化に資する取組みに努めてまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合が、企業の課題解決に迅速かつ効果的に取組み、取引先との信頼関係強化と地域貢献、取引先の業況改善および成長・発展のサポートを図るために、平成25年度より、融資部に経営支援の中心的役割を担う「経営支援室」を設置し、平成29年度には、取引先の皆さまのもとを訪問し経営課題の解決をお手伝いさせていただく「ビジネスサポーター」を経営支援室に配置しましたが、平成30年7月には「経営支援室」を融資部より分離独立させ「地域支援部」を創部し、経営支援の更なる充実を図っています。

また、様々なライフステージにある取引先企業に最適なソリューションを提供すべく、兵庫県中小企業団体中央会をはじめとする外部支援機関等との連携を以下のとおり積極的に取組んでいます。

一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会との業務委託契約の締結による専門家派遣

日本政策金融公庫との連携商品「けんしん創業・第二創業サポートローン」取扱い

株式会社商工組合中央金庫神戸支店との包括保証契約の締結による「兵庫県地域金融支援保証制度」取扱い

兵庫県中小企業団体中央会、兵庫県信用保証協会と中小企業の経営力向上、経営改善支援に関する連携協定を締結

株式会社商工組合中央金庫との「ビジネスマッチング業務における連携・協力に関する覚書」を締結

中小企業の経営支援に関する取組み状況

しっかいや中央会としての取組み

当組合は、「地域密着型金融推進計画」に「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」を掲げ、中小企業支援に向けた一層の推進を図るため、「兵庫県中小企業団体中央会」と連携した「しっかいや中央会」としての取組みとして、情報提供事業、販路拡大支援事業、経営相談事業等を行っています。

1. 情報提供事業

各種展示商談会の案内

- ・兵庫県の特産加工品をPR・販売する「ひょうご特産品フェア」、スーパー、百貨店等の小売を中心に全国の流通業者が参加する国内最大規模のイベント「スーパーマーケットトレードショー」等の展示商談会情報や各種セミナー等有益な情報を提供し、1先が参加しました。

2. 販路拡大支援事業

ビジネスマッチング支援の取組み

- ・地域の中小企業の販路拡大支援の取組みとして、令和5年度も9月に開催された西日本最大級の見本市である「国際フロンティア産業メッセ」の出展支援を実施し、8先が出展しました。



国際フロンティア産業メッセ2023

3. 経営相談事業

経営相談事業については71件の相談に応じ、営業店の担当者が「しっかいや中央会」コーディネーター（中小企業診断士等）と訪問し、高度・専門的な支援課題に対応するとともに、同行した担当者の支援能力向上にも繋がりました。

経営革新等支援機関としての取組み

当組合は、認定経営革新等支援機関として事業計画の策定支援や各種経営相談等に対応し、取引先の経営改善や成長のお手伝いをさせていただいています。

1. 経営力向上計画策定支援

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画については、6件の策定支援をさせていただき関係省庁より計画が認定されました。

2. 先端設備等導入計画策定支援

中小企業等経営強化法において支援策が措置された先端設備等導入計画についても策定支援をさせていただき、19件が地方自治体より認定されました。

3. 各種補助金の計画策定・申請支援

各種補助金の申請に際し、計画策定支援をさせていただき、22件が採択されました。

- ・ものづくり補助金 11件（うち8件採択）
- ・事業再構築補助金 26件（うち13件採択）
- ・事業承継・引継ぎ補助金 1件（うち1件採択）

取引先企業のライフステージに応じた支援の取組み

1. 成長段階の企業に対する支援

(1) 販路開拓支援

- ・新型コロナウイルス感染症やウクライナ問題による原材料不足・価格高騰等の影響により売上減少となっている組合員の方々の応援するため、「がんばろうひょうご組合員応援プロジェクト」を実施しました。

地元の食材を活かしたアイデア商品や地元の方々から親しまれているメニュー等自慢の商品を特典等とともにご紹介しており、48先を掲載させていただきました。

(2) 経営相談対応

経営に関する様々な課題をサポートするため、以下の支援機関と連携・協力し、専門家派遣による相談対応を行いました。

経営相談対応件数

62件

- ・兵庫働き方改革推進支援センター…雇用・労務相談
- ・兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター…事業承継・M&A
- ・中小企業基盤整備機構・ひょうご産業活性化センター…兵庫県よろず支援拠点等…知財関係、人材派遣相談

2. 経営改善や事業再生、事業承継等を必要とされる企業

・事業承継支援の取組み

事業承継診断実施件数

101件

事業承継計画策定件数

3件

「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」およびその取組み状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯かつ丁寧にご説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただきますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用にかかる取組み事例（令和5年度）

1. 取組みを実施するに至った背景等

- ・令和4年12月：金融庁監督局より「経営者保証改革プログラム」が公表されました。
- ・令和5年 2 月：「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」説明会のWEB会議へ出席しました。
- ・令和5年 2 月：「経営者保証改革プログラム」による新たな融資慣行を進めるにあたり、改めて同ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針作成・公表の要請を受け、事前準備として当組合における適用可能先および非適格先の状況把握調査を実施しました。
- ・令和5年 3 月：営業店あて周知を図るべく「経営者保証改革プログラム」について説明会を行いました。
- ・令和5年 3 月：当組合ホームページに掲載すべく「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針を新たに作成しています。（令和5年4月3日より掲載）
- ・令和5年 4 月：当組合ホームページに「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針を新たに掲載しました。

2. 取組みの具体的な内容

- ・金融庁監督局より「経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立を進める。」こととし、改めて同ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針作成・公表の要請があり、令和5年4月1日より「経営者保証改革プログラム」適用を実施しています。
- ・部店長会および営業店説明会等において「経営者保証改革プログラム」の内容・取組みを部店長、営業店役職員へ伝達、周知徹底を図るとともに積極的な取組みを行うよう指示しています。
- ・新たに「経営者保証の必要性に関する確認シート」を作成、営業店の事務取扱いに利用するもので「経営者保証に関するガイドライン」に沿った要件確認を行い、適用先には積極的な取組みを行うこととし、非適格先へは保証契約の必要性等に関し個別具体的に説明のうえ記録することを周知しています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	(単位:件、%)	
	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	983	1,151
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 (%)	11.78	15.83
保証契約を解除した件数	3	34
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0	0

(注)新規に無保証で融資した件数には自組合預金積金担保によるもの、および信用保証協会保証による無保証人融資が含まれています。

金融仲介機能のベンチマーク

当組合では、「取引して良かったと喜んでいただけるコミュニティバンク」を目指し、お取引先に対するコンサルティング機能を一層発揮し、地域密着型金融の推進に取り組んでいます。

地域内の人口減少や経済縮小が懸念されるなか、「金融仲介機能のベンチマーク」を積極的に活用し、金融仲介の質を高め、さらなる地域の成長・発展に貢献できるよう努めてまいります。

また、活用したベンチマーク指標や計数は定期的にお客さまに開示し、十分な情報提供に努めてまいります。

※各項目の定義については、当組合の基準により作成しています。

※採用するベンチマークの項目や計数については、取組み施策の優先度合いや定義の見直し等により今後変動する場合があります。

※金融仲介機能のベンチマークとは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、平成28年9月に金融庁から公表されたものです。

共通ベンチマーク

◆取引先企業の経営改善や成長力の強化

- 金融機関がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数はグループベース。以下断りがなければ同じ）、及び、同先に対する融資額の推移

(単位:社、億円)				(単位:億円)			
	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
メイン先数	1,959	1,958	1,936	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	918	1,055	1,053
メイン先の融資残高	1,334	1,333	1,332				
経営指標等が改善した先数	1,316	1,421	1,434				

◆取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

- 金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況 (単位:社)
- 金融機関が関与した創業、第二創業の件数 (単位:件)

		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末			令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	条変総数	580	545	595	金融機関が関与した創業件数		15	19	42
	好調先	93	82	88	金融機関が関与した第二創業件数		2	5	6
	順調先	121	121	150					
	不調先	366	342	357					

- ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）、及び、融資額 (単位:社)

		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末			令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
ライフステージ別の与信先数	全与信先	5,065	5,152	5,155	ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	全与信先	2,296	2,351	2,401
	創業期	236	255	261		創業期	81	68	60
	成長期	346	361	440		成長期	198	222	261
	安定期	3,603	3,574	3,573		安定期	1,591	1,618	1,647
	低迷期	323	420	306		低迷期	122	141	120
	再生期	557	542	575		再生期	302	299	310

◆担保・保証依存の融資姿勢からの転換

- 金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース） (単位:社、億円)

		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末			令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	先数	1,347	1,323	1,283	左記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	先数	26.6	25.7	24.8
	融資残高	1,283	1,270	1,251		融資残高	55.9	54.0	52.1

独自のベンチマーク

◆イントラネット活用によるビジネスマッチング

- イントラネットに取引先の各種ニーズ情報を掲載し、ビジネスマッチングに結びつけた件数

(単位:件)			
	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
取引先ニーズ掲載件数	459	276	301
ビジネスマッチング成約件数	157	149	229

選択ベンチマーク

◆地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション

- ・メイン取引(融資残高1位)先数の推移、及び、全取引先数に占める割合(先数単体ベース)

(単位:社、%)

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
メイン取引(融資残高1位)先数の推移	1,959	1,958	1,936
全取引先数に占める割合	38.3	37.8	37.4

◆事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

- ・地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び、無担保融資額の割合(先数単体ベース)
- ・経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合

(単位:社、億円、%)

(単位:社、%)

		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末			令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
地元の中小企業融資における無担保融資先数(先数単体ベース)、及び無担保融資額の割合	地元中小与信先数①	4,819	4,897	4,905	経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合	全与信先数①	5,065	5,152	5,155
	地元中小向け融資残高②	2,043	2,067	2,084		ガイドライン活用先数②	1,635	1,669	1,764
	無担保融資先数③	512	540	579		②/①	32.3	32.4	34.2
	無担保融資残高④	499	541	586					
	③/①	10.6	11.0	11.8					
	④/②	24.4	26.2	28.1					

◆本業(企業価値の向上)支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

- ・本業(企業価値の向上)支援先数、及び、全取引先数に占める割合

(単位:社、%)

		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
本業支援先数及び全取引先数に占める割合	全取引先数①	5,102	5,174	5,176
	本業支援先数②	333	219	191
	②/①	6.5	4.2	3.7

- ・ソリューション提案先数及び融資額、及び、全取引先数及び融資額に占める割合

(単位:社、%)

(単位:億円、%)

		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末			令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
ソリューション提案先数、及び、同先の全取引先数に占める割合	全取引先①	5,102	5,174	5,176	ソリューション提案先の融資残高、及び、同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合	全取引先①	2,296	2,351	2,401
	ソリューション提案先数②	502	248	228		ソリューション提案先の融資残高②	341	182	177
	②/①	9.8	4.8	4.4		②/①	14.8	7.7	7.4

- ・創業支援先数(支援内容別)

(単位:社)

- ・事業承継支援先数

(単位:社)

		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末			令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
創業支援先数(支援内容別)	支援①	9	11	25	事業承継支援先数		45	9	14
	①創業計画の策定支援								
	支援②(プロパー)	3	1	2					
	②創業期の取引先への融資(プロパーと信用保証付きの区別)								
	支援②(信用保証付)	12	18	40					
③政府系金融機関や創業支援機関の紹介	支援③	0	0	0					
④ベンチャー企業への助成金・融資・投資	支援④	0	0	0					

◆人材育成

- ・取引先の本業支援に関連する研修等の実施回数、研修等への参加者数、資格取得者数

(単位:回、人)

		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
取引先の本業支援に関連する研修等の実施回数、同研修等への参加者数、及び同趣旨の取組みに資する資格取得者数	研修実施回数	6	4	13
	参加者数	310	173	158
	資格取得者数	207	215	207

◆外部専門家の活用

- ・外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数

(単位:社)

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数	167	123	93

◆他の金融機関及び中小企業支援施策との連携

- ・REVIC、中小企業活性化協議会の利用先数

(単位:社)

		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
REVIC、中小企業活性化協議会の利用先数	REVIC	0	0	0
	中小企業活性化協議会	11	8	4

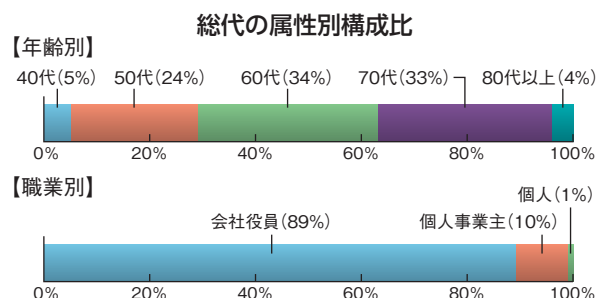
総代会

1. 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。組合員の意見は出資口数に関係なく、一人一票の議決権があり、総会を通じて組合の経営に反映されることとなります。当組合の組合員数は57千名を超えており、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令ならびに定款に基づき、総会に代わる“総代会”制度を採用しています。総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選挙等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。したがって総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

2. 総代の任期・定数および選出方法

- (1) 総代の任期・定数
 - ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は100人以上130人以内で、理事会において選挙区ごとに定められています。
- (2) 総代の選出方法
 - ・総代は総代選挙規程の定めるところにより、選挙区ごとにその選挙区に所属する組合員のうちから公平に選挙を行い選出されます。



3. 総代氏名

総代総数120名/令和6年6月末現在/順不同、敬称略/氏名の後の数字は総代就任回数

阪 神	石原 勉	10	大西 國義	6	坊垣嘉壽也	6	村上 功	5	船引 千廣	4	鈴木 泰一	4	酒井 潔	1	明澤 邦壽	6
	池 恵二	4	藤原 英昭	4	宮川 京吾	4	長谷川善隆	4	岡田 良平	2	長澤登喜子	1	木村 元司	4	日和 貞雄	3
	八木 弘	2	豊田 智美	1	松田 順治	7	田窪 和行	5	大久保基三	4	泊 浩幸	4	永瀬 文雄	2	木田 佳文	10
	細井 嘉和	8	鷲尾 慎一	4	南方 孝章	1	宮崎 良一	1	藤原 清孝	6	藤井 敏行	4	中嶋 祥博	1	南 友広	1
東 播	梶浦 正弘	4	内藤 芳光	3	織田 貴洋	2	入江 建介	1	有馬 英一	5	藤原 康雄	4	堀口 政勝	1	吉原 安紀	1
	中井 宏明	11	松井 英樹	10	田村 彰敏	6	宮脇 昌司	6	山本 一郎	5	柳田 吉亮	4	土井 嘉彦	4	河合 孝治	3
	山本 直樹	2	長谷川雅光	2	藤原 龍三	7	神田 啓三	4	森 幹雄	4	赤瀬 伸	3	齒朶 由美	2	大西 一成	1
	片岡 徹	11	来住 泰幸	7	藤岡 幹生	5	村上 典正	3	園田 純也	3	竹内 俊行	2	生田 健次	1	門脇 紀博	6
	藤田 和男	5	数原 宏幸	4	柴田 憲生	4	近藤 光雄	4	藤阪 光一	3	足立 達明	2	竹内 裕児	2	有延 嘉展	1
	五百蔵満弘	2	木田 宗浩	2	久野 大介	2	藤本 秀樹	1	片山 将	1	高井 義隆	4	志方 康雄	3	藤原 久夫	2
	橋爪 義之	2	神田 高行	1	小田 修也	1	西村 安裕	1								
西 播	永井 敬裕	10	井上 芳憲	9	江川 和男	5	星長 彰	4	松原 邦彦	3	福崎 勝之	5	竹内 稔	4	松本 良三	4
	武内 憲章	3	亀山八千代	1	横山 憲一	1	松本 靖吾	1	喜多村 敏	4	木南 一志	3	緒方 宏紀	2		
摂 丹・馬	福岡 正隆	6	作田 善司	5	内田 知洋	4	長谷川 実	3	吉田 浩三	3	松原 正武	3	中野 正則	7	今西 俊郎	4
	狩場 一龍	4	田中 義治	3	田中 克一	2	土谷 孝夫	6	川口 武	4	緒方 郁俊	4	仙賀 俊輝	4	中山 弘樹	3
	植村 守	6	岩佐 卓朗	4	岡本 慎二	4	西浦 辰司	2	袖長 孝則	1						

4. 総代会の議事内容

令和6年6月24日開催の第73回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- (1) 報告事項
 - 第73期事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
- (2) 決議事項
 - 第1号議案 第73期剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 第74期事業計画および収支予算案承認の件
 - 第3号議案 組合員除名の件
 - 第4号議案 退任に伴う理事1名選任の件
 - 第5号議案 慰労金贈呈の件



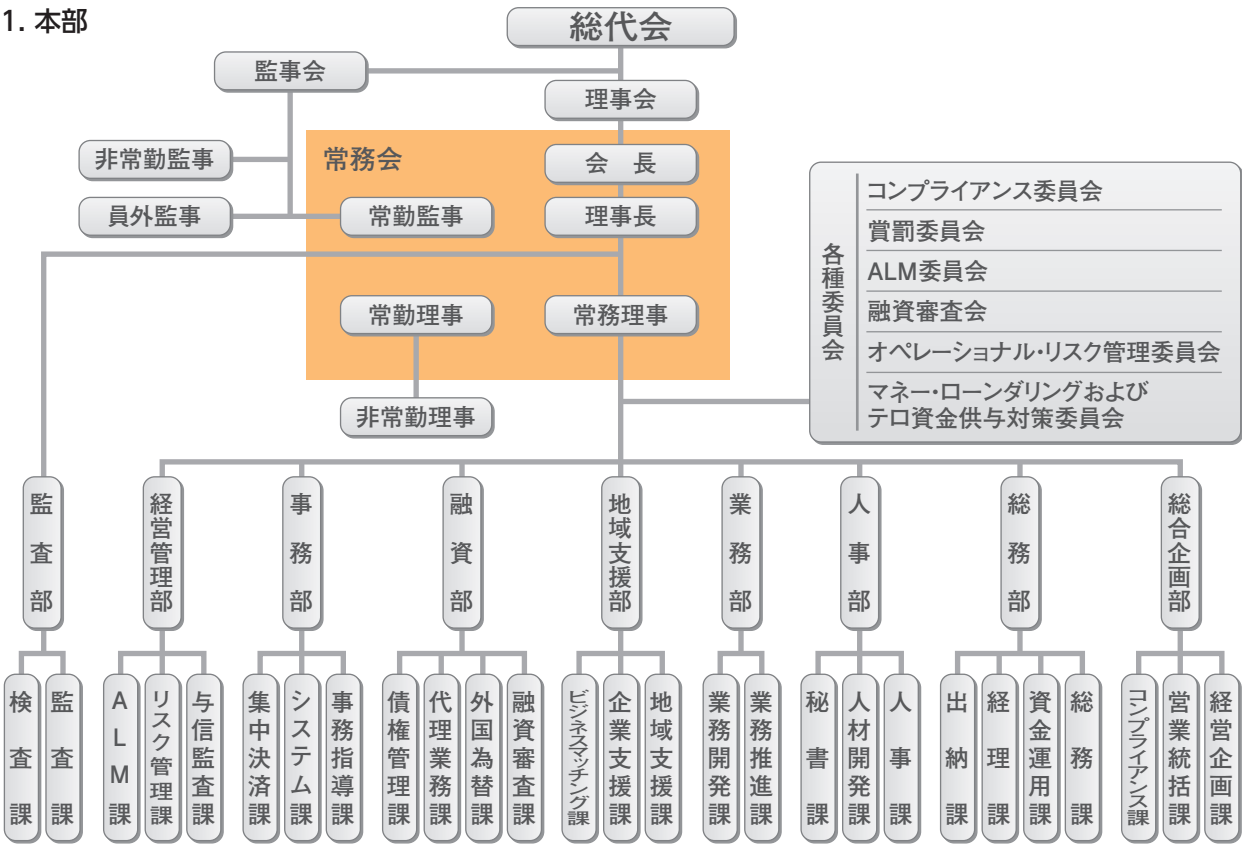
第73回通常総代会

けんしんのあゆみ

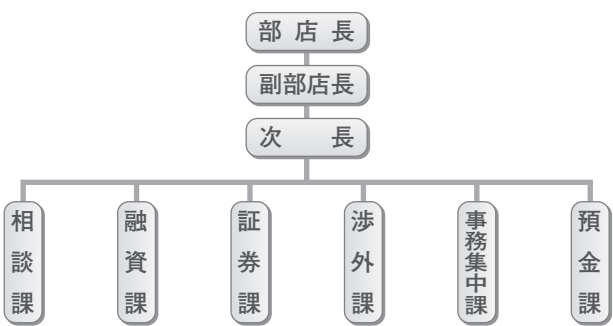
昭和26年 3月	兵庫県商工信用組合を神戸市生田区(現中央区)栄町通4-22 に設立 初代組合長に細田忠治郎が就任	昭和59年 2月	本部棟、新築移転
昭和26年12月	第2代理事長に日本銀行出身の中野正人が就任	平成 4年 4月	業界初、日本銀行歳入復代理店事務取扱開始
昭和34年 6月	全国信用協同組合連合会に加入	平成 7年 5月	第4代理事長に村上正が就任
昭和37年 9月	本店を神戸市生田区(現中央区)栄町通3-22 に移転	平成 9年11月	阪神労働信用組合より事業譲り受け
昭和46年 6月	第3代理事長に日本銀行出身の龍治紀男が就任	平成10年11月	神戸手形交換所加盟、業界初の手形直接交換開始
昭和58年11月	名称変更し、兵庫県信用組合となる	平成11年 6月	第5代理事長に和泉吉俊が就任
		平成15年 6月	第6代理事長に末廣安治が就任

組織図

1. 本部



2. 営業店



● 役員一覧

会 長	土肥 貴弘	常勤理事	長谷川 功	理 事	山本 博	常勤監事	藤本 吉英
理 事 長	橋爪 秀明	常勤理事	竹内 博之	理 事	竹本 昌弘	監 事	清水 義博
常務理事	田口 祐二	常勤理事	長濱 孝明			員外監事	小林 英明
常務理事	田川 智之	常勤理事	木村真一郎				

令和6年6月末現在

※当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

平成16年 4 月 確定拠出年金制度導入(日本版401k)
平成16年 5 月 信用組合全国共同オンラインシステムへ移行
平成16年12月 西脇市立西脇病院に店外ATMを設置
平成17年11月 多可郡多可町指定金融機関に指定
平成19年 9 月 業界初、日本銀行と代理人取引開始
平成20年 6 月 第7代理事長に森下章が就任
平成23年 6 月 第8代理事長に野崎弘が就任

平成25年 2 月 でんさいネット取扱開始
平成26年 3 月 地域密着型金融に関する取組みにつき近畿財務局から顕彰
平成28年 6 月 第9代理事長に土肥貴弘が就任
平成29年 4 月 新本店(本部・営業部)竣工
令和 3 年 3 月 創立70周年
令和 4 年 6 月 第10代理事長に橋爪秀明が就任

預金商品

種 類		商品内容	お預入期間	お預入金額
総 合 口 座		1冊の通帳で普通預金に担保として定期預金をセットし必要な時には担保預金の90%、最高200万円まで自動的にご融資が受けられます。決済用預金として無利息型もご利用いただけます。(個人の方専用)	い つ で も 出 し 入 れ 自 由	1円以上
普 通 預 金		給与・年金などの自動受取、公共料金・保険料などの自動支払をはじめ日常のお財布代わりにご利用可能です。決済用預金として無利息型もご利用いただけます。		
貯 蓄 預 金		普通預金同様いつでも出し入れ自由。なお、給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払はご利用できません。(個人の方専用)		
当 座 預 金		会社や商店がお取引上のお支払いに、小切手・手形をご利用いただけますので資金管理ができて便利で安心です。		
通 知 預 金		短期的にまとまった資金の運用に便利です。お引出しになる2日前までにご連絡が必要です。	7 日 以 上	1万円以上
納税準備預金		納税資金の計画的な積立にご利用いただく預金で、お利息は非課税です。	納 税 時 に 引 出 し	1円以上
定期預金	スーパー定期預金	1,000万円未満の余裕資金の運用に最適です。 個人の方のみ複利型もお取扱いただけます。	1ヵ月以上 5 年 以 内	100円以上
	子育て応援定期預金	満18歳未満のお子さまを持つ保護者の方限定、普通預金の口座をお持ちの方でお子さまが1人の場合0.15%、2人の場合0.20%、3人以上の場合0.25%各々店頭金利に上乗せしてお預りします。(取扱期限:令和7年3月31日まで)	1 年	10万円以上 500万円以下 (一世帯500万円限度)
	悠々定期預金	公的年金等をけんしんでお受取りの方に対し、スーパー定期預金店頭金利に0.17%上乗せしてお預りします。(取扱期限:令和7年3月31日まで)	1 年	100円以上1,000万円以内 (お一人1,000万円限度)
	ATM定期預金	ATMでお預けいただくと、店頭金利に所定の利率を上乗せしてお預りします。1回の預入限度額は200万円、お一人の預入限度額は1,000万円以内です。	1ヵ月以上 5 年 以 内	100円以上 (お一人1,000万円限度)
	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な預金です。	1ヵ月以上 5 年 以 内	1,000万円以上
	変動金利定期預金	お預入時に約定した金利が6ヵ月ごとに見直される預金です。 個人の方のみ複利型もお取扱いただけます。	1 年 以 上 3 年 以 内	100円以上
	期日指定定期預金	お利息は1年ごとの複利計算で、1年据置後は1ヵ月前に満期日の指定ができ、預金の一部(1万円以上千円単位)でも払出ができる定期預金です。(個人の方専用)	最 長 3 年 (1年据置)	100円以上 300万円未満
	ステップアップ定期預金 (定額複利定期預金)	お利息は6ヵ月ごとの複利計算で預入期間に応じた利率が適用される定期預金です。(個人の方専用) 6ヵ月据置後は、預金の一部(1万円以上千円単位)でも払出ができます。	最 長 5 年 (6ヵ月据置)	100円以上1,000万円以内 (お一人1,000万円限度)
	退職金特別定期預金	退職金受取日から1年以内に満50歳以上の方 組合員の方は預入期間6ヵ月の場合店頭金利に0.20%上乗せ、1年の場合店頭金利に0.15%上乗せしてお預りします。 非組合員の方は預入期間6ヵ月の場合店頭金利に0.15%上乗せ、1年の場合店頭金利に0.10%上乗せしてお預りします。 ※金利の上乗せは初回預入時のみ適用、自動継続時は預入期間に応じた店頭表示金利が適用されます。(取扱期限:令和7年3月31日まで)	6 ヲ 1 月 年	10万円以上 退職金のお受取額まで
	相続定期預金	被相続人名義の預金を1年以内に相続された方 組合員の方は預入期間6ヵ月の場合店頭金利に0.20%上乗せ、1年の場合店頭金利に0.10%上乗せしてお預りします。 非組合員の方は預入期間6ヵ月の場合店頭金利に0.15%上乗せ、1年の場合店頭金利に0.05%上乗せしてお預りします。 ※金利の上乗せは初回預入時のみ適用、自動継続時は預入期間に応じた店頭表示金利が適用されます。(取扱期限:令和7年3月31日まで)	6 ヲ 1 月 年	10万円以上 相続された預金の金額まで
定 期 積 金		事業の拡張資金・財産形成(住宅の新築・増改築資金)・結婚資金など計画的な資金づくりに最適です。	1 年 以 上 5 年 以 内	1,000円以上
すくすく定期積金		満18歳未満のお子さまを持つ保護者の方限定、普通預金の口座をお持ちの方には店頭金利に0.20%上乗せしてお預りします。(普通預金口座からの自動振替契約扱い) (取扱期限:令和7年3月31日まで)	3 年 5 年	5,000円以上
財形預金	財形年金預金	将来の年金としてお受取りいただくための預金です。 財形住宅預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	5 年 以 上	1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得および増改築資金づくりに適した預金です。 財形年金預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	5 年 以 上	1,000円以上
	一般財形預金	貯蓄目的は自由な預金ですが、課税扱いになります。	3 年 以 上	1,000円以上

代理業務一覧

- 日本銀行歳入復代理店
- 全国信用協同組合連合会代理店
- 株式会社日本政策金融公庫代理店
- 株式会社商工組合中央金庫代理店

- 独立行政法人住宅金融支援機構代理店
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構代理店
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店
- 独立行政法人福祉医療機構代理店

- 年金積立金管理運用独立行政法人代理店
- 兵庫県収納代理金融機関
- 県下主要市町収納代理金融機関
- 多可町指定金融機関

融資商品

■事業者向けご融資

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
一 般 の ご 融 資	手形割引…一般商業手形の割引 手形貸付…仕入資金など短期運転資金 証書貸付…設備資金など長期資金 当座貸越…当座決済資金	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
各 種 制 度 融 資	兵庫県・各市町制度融資			
小 規 模 企 業 支 援 型 保 証 「 エ ー ル 」	運転・設備資金	2,000万円以内 (直近決算時平均月商の2ヵ月分の範囲内、 かつ、保証協会の当該申込みを含めた保証 総残高が直近決算の年商額の80%以内)	運転資金7年以内 設備資金10年以内 (据置期間は6ヵ月以内)	保証協会
金融機関提携保証 「 飛 躍 (ひやく) 」	法人事業者さまの運転・設備資金	1億5,000万円以内 (保証協会の当該申込みを含めた保証 総残高が直近決算の年商額の範囲内)	10年以内 (据置期間は1年以内)	保証協会
けんしん原材料 価格高騰にかかる 支 援 融 資	中小事業者(法人・個人事業主)さまの 運転・設備資金	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せくだ さい。	運転資金10年以内 (据置期間なし) 設備資金15年以内 (据置期間は3年以内)	最寄りの 営業店へ お問合せ ください。
けんしん S D G s サポーターン	中小事業者(法人・個人事業主)さまの 運転・設備資金	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せくだ さい。	運転資金10年以内 (据置期間なし) 設備資金15年以内 (据置期間は3年以内)	最寄りの 営業店へ お問合せ ください。
けんしん 創業・第二創業 サポーターン	創業・第二創業にかかる事業資金 (日本政策金融公庫と連携)	500万円以内 (同時申込みの日本政策金融公庫融 資額または500万円のいずれか少ない 金額)	運転資金5年以内 (据置期間は6ヵ月以内) 設備資金7年以内 (据置期間は1年以内)	最寄りの 営業店へ お問合せ ください。

■個人向けご融資

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住 宅 ロ ー ン	自己居住用住宅の購入および土地取得・ 新築・増改築・借換資金(つなぎ資金含む。)	10万円以上1億円以内	50年以内	保証会社 (不動産等)
リフォームローン	住宅のリフォーム・植木造園・外構工事・ 住宅機器購入(つなぎ資金含む。)	10万円以上1億円以内	50年以内	保証会社 (不動産等)
シルバーライフローン	お使いみち自由	10万円以上100万円以内 ただし、前年度年収の50%以内	6ヵ月以上5年以内	保証会社
ハンドルキーパー運動 応援カーライフローン	マイカー・オートバイ購入資金・借換資金・ 車検・修理費用等	10万円以上1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内 (据置期間6ヵ月を含む)	保証会社
けんしん プレミアムフリーローン	お使いみち自由	10万円以上1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内 (6ヵ月単位)	保証会社
けんしん f (エフ) ローン	お使いみち自由 個人事業者さまの事業資金も可	10万円以上500万円以内	6ヵ月以上10年以内 (ご融資金額300万円以内の場合は7年が上限)	保証会社
けんしんフリーローン チ ョ イ ス	お使いみち自由	10万円以上500万円以内 (主婦・パート・アルバイトは30万円以内)	10年以内 (ご融資金額300万円以内の場合は7年が上限)	保証会社
けんしん無担保 住宅借換ローン	公的および民間金融機関の住宅ローンの 借換資金	50万円以上2,000万円以内 (借換対象ローンの残存一括償還金額が上限) (自営業者は1,000万円以内)	6ヵ月以上20年以内 (借換対象ローンの残存期間に 3年加算が上限)	保証会社
けんしん無担保 リフォームローン	住宅増改築・住宅設備機器購入資金 リフォームローンの借換資金 10kW以上50kW未満の産業用太陽光 発電システムおよび付帯工事資金	10万円以上1,500万円以内 (自営業者は1,000万円以内)	6ヵ月以上20年以内 (リフォームローンの借換の場 合は、残存償還期間を上限)	保証会社
けんしん教育ローン	幼稚園から大学院までを対象とした、 入学・在学にかかる教育関係資金	10万円以上500万円以内 (医歯薬学系は、1,000万円以内)	6ヵ月以上13年以内 (据置期間含む。)	保証会社
けんしん マイカーローン	自動車(自動二輪車を含む。)-カー用品等の 購入資金および他のマイカーローン借換資金・ 車検・修理費用	10万円以上1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内	保証会社
けんしん レディースカードローン	お使いみち自由	10万円・20万円・30万円・ 50万円の4コース	2年更新 (65歳まで)	保証会社
けんしんカードローン 「 ア ラ カ ル ト 」	お使いみち自由	30万円・50万円・100万円・150万円・ 200万円・250万円・300万円・ 400万円・500万円の9コース	1年更新 (65歳まで)	保証会社
けんしん 教育カードローン	進学・在学等資金	50万円以上500万円以内で 50万円単位の10種類	最長4年8ヵ月以内 (6年制大学の場合は最長6年8ヵ月以内)	保証会社
けんしん プレミアムカードローン	お使いみち自由	50万円・100万円・200万円・ 300万円・500万円・600万円・ 700万円・800万円の8コース	1年更新 (70歳まで)	保証会社
けんしん移住者 応 援 ロ ー ン	地域連携協定締結市町内の住宅建築・ 空き家・増改築・リフォーム資金等	無担保扱50万円以上500万円以内 有担保扱500万円超3,000万円以内	無担保扱 20年以内 有担保扱 35年以内 (据置期間6ヵ月以内)	最寄りの 営業店へ お問合せ ください。
地 域 連 携 協 定 「移住・定住応援ローン」	地域連携協定地域内の空き家および住宅 のリフォーム資金	10万円以上500万円以内	6ヵ月以上10年以内	保証会社

詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。

各種手数料(令和6年6月末現在)

(下記各種手数料には10%の消費税が含まれています。)

■為替手数料(1件につき)

項 目	内 容	非組合員の方	組合員の方	ATMでキャッシュカードをご利用の非組合員の方または現金扱いの方	ATMでキャッシュカードをご利用の組合員の方	インターネットバンキング 法人インターネットバンキング	法人インターネットバンキング 総合振込
振 込 手 数 料	当組合同一店内振込	5万円以上	330円	無料※	無料	無料	無料
		5万円未満	110円	無料※	無料	無料	無料
	当組合本支店あて	5万円以上	550円	330円	220円	無料	無料
		5万円未満	330円	220円	110円	無料	無料
	他金融機関あて (電信扱い)	5万円以上	770円	660円	506円	330円	330円
		5万円未満	605円	495円	330円	220円	220円

※ キャッシュカードでのお振込については、カード発行の店舗とお振込先の店舗が同一の場合に無料となります。

給 与 振 込 手 数 料	一 般	当 組 合 本 支 店 あ て	持込期限内	無料
			持込期限後	一般の振込手数料
		他 金 融 機 関 あ て	持込期限内	220円
			持込期限後	一般の振込手数料
	法人インターネット バンキング給与・賞与振込	当 組 合 本 支 店 あ て	無料	
		他 金 融 機 関 あ て	110円	

送金手数料	当組合本店あて		440円
	他金融機関あて	至急扱い	880円
		普通扱い	660円
代金取立手数料	電子交換		440円
	個別取立※		1,100円
その他諸手数料	不渡手形返却料		880円
	取立手形組戻料		880円
	取立手形店頭呈示料		660円
	送金・振込組戻料		660円
他行振込用紙(文書扱)、当組合が取扱金融機関に指定されていない税金・公共料金等の納付			660円

※ 個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立の場合等、郵送で取立を行うものです。

■当座預金・証明書・貸金庫等

小 切 手 帳	1冊(50枚)につき	1,100円	未利用口座管理手数料	年 間	1,320円
約 束 手 形 用 紙	1冊(25枚)につき	1,100円	貸 金 庫 使 用 料	年 間	7,920円
為 替 手 形 用 紙	1冊(25枚)につき	1,100円	全自動貸金庫使用料 (本店・大橋・六甲道・柏原支店のみ)	年 間	9,240円～ 13,200円
手 形 ・ 小 切 手 署 名 鑑 登 録 手 数 料	署名鑑登録時	5,500円	夜 間 金 庫 使 用 料	年 間	33,000円
	署名鑑再登録時	3,300円	国債振替決済口座管理手数料	年 間	無料
マル専口座開設費	1口座につき	3,300円	インターネット バンキングサービス	基本使用料	無料
各種証明書発行手数料	1通につき	550円		照会手数料	無料
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円	法人インターネット バンキングサービス	基本使用料	1,100円/月
通帳・証書再発行手数料	1冊(1通)につき	1,100円		照会手数料	無料

※ 各種証明書の簡易書留による郵送を希望される場合は、別途簡易書留郵送料金(350円)がかかります。

■両替手数料

窓口扱い

両替後の 合計枚数	1～50	無料
	51～500	550円
	501～1,000	1,100円
	1,001～(500枚ごと)	550円加算

両替機扱い

当 組 合 キ ャ ッ シ ュ カ ー ド に よ る 取 扱 い	1日1回、50枚まで	無料	
両 替 機 専 用 両 替 カ ー ド に よ る 取 扱 い	1日1回、1回500枚まで	組 合 員	年額13,200円
		非組合員	年額17,160円
現 金 に よ る 取 扱 い	1～50枚	100円	
	51～500枚	400円	
	501～1,000枚	600円	

(注) 両替機の取扱いは、本店・兵庫支店の2カ店です。

■硬貨整理手数料

合 計 枚 数	1～500	無料
	501～1,000	550円
	1,001～(500枚ごと)	550円加算

■融資事務手数料

住宅ローン(保証会社の保証なし)	1 件 に つ き	55,000円
アパートローン(保証会社の保証なし)	1 件 に つ き	110,000円
事業用収益物件に対する融資	1 件 に つ き	110,000円
融資証明書発行	1 通 に つ き	11,000円

※ 全国保証(株)利用の場合は、全国保証(株)に対して所定の手数料(住宅ローン55,000円)が必要です。

■不動産担保手数料

新規設定 (根)抵当権 (設定留保等含む)	設 定 金 額 3 千 万 円 以 下	1 件 に つ き	33,000円
	設 定 金 額 3 千 万 円 超 5 千 万 円 以 下	1 件 に つ き	44,000円
	設 定 金 額 5 千 万 円 超	1 件 に つ き	55,000円
(根)抵当権の譲受・譲渡(全部・分割・一部)、追加担保		1 件 に つ き	22,000円
(根)抵当権極額変更、一部抹消		1 件 に つ き	22,000円
(根)抵当権全部抹消		1 件 に つ き	22,000円
順位変更、(根)抵当権債務者変更		1 件 に つ き	22,000円

※ 新規設定手数料については、住宅ローンは対象外です。

※ 非事業性融資の約定完済時における抵当権の全部抹消については免除となります。

※ 改正利息制限法の規定により、契約内容またはその変更に伴い上記手数料を免除する場合があります。

■条件変更手数料

対 象	事業性融資(アパートローンを含む)に対する条件変更		
	住宅ローンに対する条件変更		
変 更 内 容	期日・利率・返済方法・返済日・返済口座	1 件 に つ き	5,500円
	返済額(利率変更に伴う場合は除く)	1 件 に つ き	5,500円
	債務者・連帯保証人・担保(不動産以外)	1 件 に つ き	5,500円

※ 一部条件変更手数料が対象外となる場合があります。

※ 「固定金利選択型変動金利制適用に関する特約書」に基づく返済方法の変更については、一部条件変更手数料の対象外となる場合があります。

■繰上返済手数料

事業性融資(アパートローン含む)	1 件 に つ き	5,500円
住 宅 ロ ー ン	1 件 に つ き	5,500円

※ 事業性融資(アパートローン含む)に対する上記手数料については、繰上返済する残高が1,000千円未満の場合は免除となります。

※ 団信保険金受取による繰上返済時は免除となります。

※ 改正利息制限法の規定により、契約内容またはその変更に伴い上記手数料を免除する場合があります。

■カード発行手数料

項 目	単 位	キャッシュカード	ローンカード
新規発行手数料	1 枚 に つ き	無料	—
切替手数料※1	1 枚 に つ き	無料	無料
更新(継続)手数料※2	1 枚 に つ き	無料	無料
再発行手数料※3	1 枚 に つ き	1,100円	1,540円
カードローン口座開設手数料※4	1 口 座 に つ き	—	無料

※1 磁気カードからICカードへ切替時の手数料です。

※2 ICカードの有効期限更新(30年)にかかる手数料です。

※3 磁気の読取不能・改姓・取引店舗の変更などは不要です。

お客さまの過失による再発行(暗証番号相違による取扱不可・破損・紛失・盗難など)は手数料がかかる場合があります。

※4 ローンカード発行手数料を含みます。

■個人情報開示請求に基づく開示手数料

お客さまご本人にかかる情報(氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先など)	1 通	1,100円
取引残高情報(預金・借入金・出資金)	1取引種目指定日ごと	550円
取引履歴情報(暦月ベースで計算)	1口座1ヵ月ごと	220円
その他の情報	1項目ごと	1,100円
郵送による交付の場合(簡易書留郵便)	開示手数料に加算	440円

■ATMに関する手数料

取 扱 日	平 日			土曜日		日曜・祝日
取 扱 時 間	8:00～	8:45～	18:00～21:00※1	9:00～	14:00～17:00	9:00～17:00
当 組 合 カ ー ド	無料	無料	無料	無料	無料	110円※2
他 金 融 機 関 カ ー ド	220円	110円	220円	110円	220円	220円
ゆうちょ銀行カード						
提携信用組合	220円	110円※3	220円	110円※3	220円	220円
C D キャッシング	110円	無料	110円	無料	110円	110円

※1 店舗によっては、19:00 までの取扱いとなります。

※2 お預入れは、無料でご利用いただけます。

※3 お引出しは、無料でご利用いただけます。

(注) 1. セブン銀行では、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00の時間帯での取扱手数料は無料、それ以外の時間帯は110円です。
なお、年間を通して24時間ご利用いただけます。

2. 12月31日の取扱いは日曜・祝日に準じますが、ゆうちょ銀行カードに関しましては、その日の曜日に応じた手数料となります。

3. けんしん、ゆうちょ銀行、セブン銀行、入金ネットの表示がある金融機関はお預入れもできます。

4. 土曜日が祝日と重なった場合は、日曜・祝日手数料となります。

各種サービス

種 類	サービス内容
自 動 受 取 サ ー ビ ス	給料やボーナス、公的年金など各種年金、株式配当金などがご指定の預金口座に自動的に振込まれますので、お受取りの手間が省けて便利です。期日忘れや紛失の心配もなくその日からお利息がつきます。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・水道・NHK・ガス・電話などの公共料金をはじめ、税金や各種保険料、クレジット代金などをご指定の口座から自動的にお支払いを済ませるサービスです。簡単な手続きで毎日の煩わしい手間が省けます。
内 国 為 替	全国の信用組合をはじめ、全国各地の銀行・信用金庫・農協とワイドなネットで結ばれています。早くて安全確実な振込、送金、手形・小切手の取立などにご利用ください。
総 合 振 込	たくさんのお振込を迅速に処理しますので手書きによる煩わしい手間が省けます。
外 国 為 替	外国送金、外貨預金取引のお取次ぎをしています。なお、外国送金取引は、輸入代金や海外留学生への学費・生活費などの送金にご利用ください。
保 険 商 品 の 窓 口 販 売	東京海上日動火災保険㈱との損害保険代理店契約により、住宅ローン利用者向け長期火災保険「トータルアシスト住まいの保険」および東京海上日動あんしん生命保険㈱との生命保険代理店契約により、「メディカルKitR」・「がん診断保険R」・「あんしんねんきん介護R」を販売しています。
貸 金 庫	預金証書・有価証券・権利証・貴金属など大切な財産の保管にご利用ください。お手頃な料金で大切な財産を安全・確実にお守りします。
夜 間 金 庫	売上代金などをけんしんの営業時間後でも安全・確実にお預りし、翌営業日にはご指定の預金口座に入金します。
キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	けんしんのキャッシュコーナーをはじめ、全国各地の信用組合・セブン銀行・ゆうちょ銀行・都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫・農協・漁協・労働金庫のキャッシュコーナーで預金のお引出しができます。また、けんしん・セブン銀行・ゆうちょ銀行・入金ネットの表示がある金融機関は、お預入れもできます。
「しんくみお得ねっと」サ ー ビ ス	「しんくみお得ねっと」の表示のある信用組合間で、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00のATMでの出金手数料が無料となります。
デ ビ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス	デビットカードサービス加盟店《J-Debit(ジェイデビット)》のマークのある店舗で、キャッシュカードを利用しての買い物ができ、代金も預金口座から即時決済できるサービスです。
相 互 入 金 サ ー ビ ス	全国各地の相互入金業務提携金融機関(信用組合・第二地銀・信用金庫・労働金庫のうち入金ネットの表示がある金融機関)のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお預入れができます。
他 行 カ ー ド 振 込 サ ー ビ ス	全国各地の他行カード振込業務提携金融機関(信用組合・都市銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫・労働金庫・農協・漁協)のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお振込ができます。
各 種 変 更 手 続 き	ATMによる暗証番号変更および窓口で1日あたりの出金限度額変更・出金取扱店舗指定のお取扱いをしています。
口 座 振 替 受 付 サ ー ビ ス	当組合提携収納機関窓口で、キャッシュカードにより口座振替契約を結ぶことができるサービスです。手書きによる煩わしい手間が省けます。
A T M ネ ッ ト ワ ー ク	兵庫県内に24店舗と1出張所のネットワークをもち、けんしんのキャッシュカードは、24店舗と1出張所のATMで年間を通してご利用いただけます。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	カード1枚でお買い物やキャッシングサービスが受けられます。しんくみピーターバンカードをはじめ、JCB・VISAなど各種クレジットカードをお取扱いしています。
キ ャ ッ シ ン グ サ ー ビ ス	けんしんのキャッシュコーナーで、JCB・VISAなどのキャッシングサービスがご利用いただけるほか、JCB・VISAなどはご返済もご利用いただけます。
公 金 ・ 公 共 料 金 収 納	国・兵庫県・県下各市町などの公金収納をはじめ、電気・水道・ガス・電話などの公共料金収納をお取扱いしています。なお、一部収納できない場合や手数料が有料になる場合があります。
マ ル チ ペ イ メ ン ト ネ ッ ト ワ ー ク サ ー ビ ス	けんしんと公共料金などの収納機関をネットワークで結ぶことにより、お客さまが携帯電話・パソコン等を利用して、曜日や時間を問わずPay-easy(ペイジー)マークの表示がある公共料金や税金などのお支払いができるサービスです。
ダ イ レ ク ト 方 式 電 子 納 税 サ ー ビ ス	収納機関のホームページから、払込金額等請求(納付)情報の申請および口座引落しの依頼など電子申告していただくことで、事前に届出いただいた口座から自動的に国税などを納付いただけるサービスです。
イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ サ ー ビ ス	パソコンで、いつでも簡単に残高照会や入出金明細照会、振込・振替およびマルチペイメントネットワークサービスがご利用いただけます。
法 人 イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ サ ー ビ ス	法人・個人事業者さまは、パソコンでいつでも簡単に残高照会や入出金明細照会、振込・振替、マルチペイメントネットワークサービス、総合振込、給与振込、口座振替がご利用いただけます。
けんしんでんさいサービス	「でんさいネット」は、信用組合をはじめとする全国の金融機関が参加する、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラです。従来の手形や売掛債権等に代わる決済手段として、法人・個人事業者さまの資金調達の円滑化を図ることを目的としています。法人インターネットバンキングサービスなどを通じてご利用いただけます。
W e b 口 振 受 付 サ ー ビ ス	インターネット経由で収納企業のサイトから、口座振替契約が締結できるサービスで、口座振替依頼書への記入・押印が不要です。
しんくみアプリ with CRECO	残高や入出金明細の情報をカレンダー形式で手軽に便利にご利用いただけます。また、クレジットカードのご利用状況も一元管理することができます。
個人型確定拠出年金(iDeCo)	節税と豊かな老後のために、個人型確定拠出年金(iDeCo)の受付再委託事務をお取扱いしています。

店舗一覧

令和6年6月末現在

本支店名	所在地		電話番号	ATM稼働時間	
	郵便番号	住所		平日	土曜・日曜・祝日
本部	650-0023	神戸市中央区栄町通3-4-17	078-391-6315		9:00～17:00
① 本店営業部			078-391-6311	8:00～19:00	
② 兵庫支店	652-0805	神戸市兵庫区羽坂通3-7-24	078-576-1544	8:00～21:00	
③ 三宮支店	651-0094	神戸市中央区琴ノ緒町4-7-8	078-231-0464	8:00～19:00	
④ 大橋支店	653-0037	神戸市長田区大橋町4-5-1	078-641-3961	8:00～21:00	
⑤ 有野支店	651-1313	神戸市北区有野中町3-30-28	078-981-6731	8:00～19:00	
⑥ 六甲道支店	657-0042	神戸市灘区烏帽子町3-4-12	078-881-6588	8:00～21:00	
⑦ 尼崎支店	660-0883	尼崎市神田北通4-49-2	06-6412-2101	8:00～19:00	
⑧ 加古川支店	675-0012	加古川市野口町野口186-5	079-425-1331	8:00～19:00	
⑨ 稲美支店	675-1115	加古郡稲美町国岡2-6-7	079-492-6251	8:00～19:00	
⑩ 小野支店	675-1379	小野市上本町240-1	0794-63-2424	8:00～21:00	
⑪ 社支店	673-1431	加東市社570-2	0795-42-2331	8:00～21:00	
⑫ 西脇支店	677-0015	西脇市西脇273-3	0795-22-3297	8:00～21:00	
⑬ 八千代支店	677-0121	多可郡多可町八千代区中野間1026-1	0795-37-0331	8:00～19:00	
⑭ 中町支店	679-1113	多可郡多可町中区中村町127-7	0795-32-1234	8:00～21:00	
⑮ 三木支店	673-0403	三木市末広2-305-3	0794-82-9204	8:00～19:00	
⑯ 加西支店	675-2311	加西市北条町横尾317-1	0790-42-2856	8:00～21:00	
⑰ 姫路支店	670-0936	姫路市古二階町50	079-281-2211	8:00～19:00	
⑱ 龍野支店	679-4167	たつの市龍野町富永163-1	0791-62-1021	8:00～19:00	
⑲ 新宮支店	679-4313	たつの市新宮町新宮172-3	0791-75-2921	8:00～19:00	
⑳ 三田支店	669-1531	三田市天神2-1-11	079-562-2091	8:00～19:00	
㉑ 篠山支店	669-2323	丹波篠山市立町111-1	079-552-2171	8:00～19:00	
㉒ 柏原支店	669-3309	丹波市柏原町柏原2646-1	0795-72-4455	8:00～21:00	
㉓ 朝来支店	679-3431	朝来市新井68-1	079-677-0508	8:00～19:00	
㉔ 豊岡支店	668-0064	豊岡市高屋992-7	0796-22-5331	8:00～19:00	

店外ATM

市立西脇病院出張所	677-0043	西脇市下戸田652-1 西脇市立西脇病院内	8:00～19:00	9:00～17:00
-----------	----------	-----------------------	------------	------------

●兵庫県一円を営業エリアとしています。

●ATMネットワーク

けんしんは兵庫県内に24店舗と1出張所のネットワークをもち、地域社会の発展に貢献しています。けんしんのキャッシュカードは、24店舗と1出張所のATMで年間を通してご利用いただけます。

ATM設置状況

店舗内	48台
店舗外	1台
合計	49台

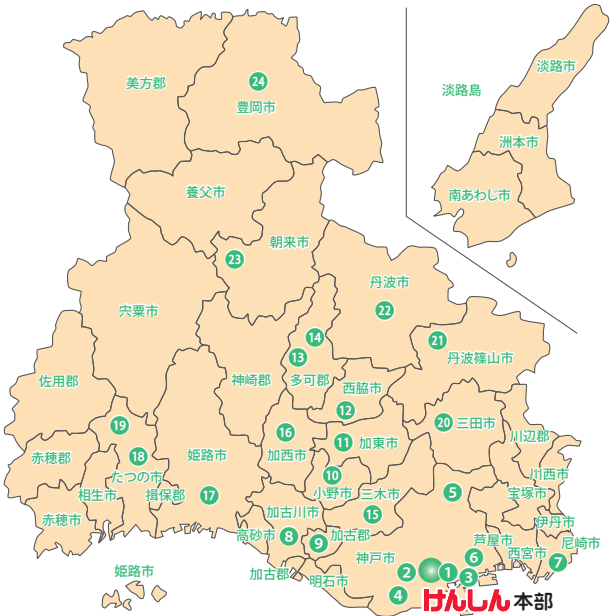
●全国キャッシュサービス

全国の信用組合・ゆうちょ銀行他各提携金融機関のカードをお持ちの方は、当組合各営業店のATMをご利用いただけます。

なお、1月1日・2日・3日と5月3日・4日・5日は、提携金融機関の稼働状況によりご利用いただけない場合があります。

●セブン銀行ATM提携サービス

セブン銀行ATMでは、けんしんのキャッシュカードが年間を通して、24時間ご利用いただけます。



資料編 索引 (信用組合の開示項目一覧)

このディスクロージャー誌は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成しています。

各記載事項は、下記のページに記載しています。

*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、◎印は「金融再生法」で定められた法定開示項目です。

ごあいさつ 2

概況・組織

けんしんのプロフィール 1

組合理念 3

*組織図 20

*役員一覧 20

*店舗一覧 26

主要な事業の内容

*業務のごあんない 21~25

事業に関する事項

*事業概況 3

*経常収益 4, 31

*経常利益 4, 31

*当期純利益 4, 31

*預金積金残高 4, 28

*貸出金残高 4, 28

*有価証券残高 4, 28

*純資産額 4, 28

*総資産額 4, 28

*出資金総額、出資総口数 4

*出資に対する配当金 4, 31

*役職員数 4

*単体自己資本比率 4, 37

主要業務に関する指標

*業務粗利益および業務粗利益率 32

*資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支 32

*資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り 32

*受取利息・支払利息の増減 32

*総資産経常利益率 32

*総資産当期純利益率 32

役務取引の状況 32

その他業務収支の内訳 32

経費の内訳 32

報酬体系 33

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み 14

地域の活性化に関する取組み状況

*地域の活性化に関する取組み状況 14

中小企業の経営力強化に関する取組み状況

*中小企業の経営支援に関する取組み方針 15

*中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況 15

*中小企業の経営支援に関する取組み状況 15

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」および

その取組み状況 16

預金に関する指標

*預金科目別平均残高 33

*金利区分別の定期預金残高 33

預金者別預金残高 33

「金融ADR制度」に対する取組み

*苦情等処理措置および紛争解決措置の概要 8

貸出金等に関する指標

*貸出金科目別平均残高 35

*金利区分別の貸出金残高 35

*担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額 35

*使途別の貸出金残高 35

*業種別貸出金残高・貸出金総額に占める割合 35

*預貸率(期中平均・期末) 32

消費者ローン・住宅ローン残高 35

代理貸付残高の内訳 35

有価証券に関する指標

*有価証券の種類別平均残高 34

*有価証券種類別の残存期間別残高 34

*有価証券の時価等情報 34

*預証率(期中平均・期末) 32

内部管理体制に関する事項

*コンプライアンス(法令等遵守)体制 5

*リスク管理体制 5~6

顧客保護体制 7~8

財産の状況

*貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 28~31

*◎協金法開示債権(リスク管理債権)および

金融再生法開示債権の保全・引当状況 36

*自己資本の充実の状況 37

*貸倒引当金の内訳(期末残高、増減額) 32

*貸出金償却額 32

*法定監査の状況 31

財務諸表の適正性および内部監査の有効性 31

連結情報

*子会社等の状況 44

*連結の主要事業指標 44

*連結貸借対照表 44

*連結損益計算書および連結剰余金計算書 45

*連結自己資本の充実の状況 46

その他の業務

内国為替取扱実績 33

外国為替取次実績 33

各種手数料 23~24

その他

マネー・ローダリングおよび

テロ資金供与対策に関するお客さまへのお願い 9

反社会的勢力に対するけんしんの取組み 9

SDGsに関する取組み 10

地域・社会貢献活動およびトピックス 11~12

地域密着型金融推進計画への取組み 13

金融仲介機能のベンチマーク 17~18

総代会 19

けんしんのあゆみ 19~20

財務諸表

貸借対照表

■資産の部

(単位:千円)

科 目	第72期 (令和5年3月末)	第73期 (令和6年3月末)
現 金	8,491,129	6,596,650
預 け 金	43,525,463	49,963,732
有 価 証 券	148,816,887	122,831,080
国 債	42,416,420	28,341,950
地 方 債	36,271,701	26,290,733
社 債	29,981,755	34,970,732
株 式	79,950	79,950
そ の 他 の 証 券	40,067,059	33,147,714
貸 出 金	254,851,833	259,936,076
割 引 手 形	3,163,568	2,747,850
手 形 貸 付	9,803,708	10,133,618
証 書 貸 付	235,024,178	238,993,555
当 座 貸 越	6,860,377	8,061,051
そ の 他 資 産	2,753,610	3,124,911
未 決 済 為 替 貸	18,161	97,562
全 信 組 連 出 資 金	2,201,000	2,201,000
前 払 費 用	2,321	—
未 収 収 益	485,626	366,248
そ の 他 の 資 産	46,501	460,100
有 形 固 定 資 産	6,008,709	5,844,499
建 物	1,859,471	1,721,406
土 地	3,934,545	3,960,559
建 設 仮 勘 定	2,450	—
その他の有形固定資産	212,241	162,533
無 形 固 定 資 産	67,800	50,962
ソ フ ト ウ ェ ア	46,485	29,717
その他の無形固定資産	21,314	21,244
繰 延 税 金 資 産	1,642,944	2,441,518
債 務 保 証 見 返	90,330	79,932
貸 倒 引 当 金	△ 2,224,067	△ 2,018,271
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,958,894)	(△ 1,791,649)
資 産 の 部 合 計	464,024,639	448,851,093

■負債の部

(単位:千円)

科 目	第72期 (令和5年3月末)	第73期 (令和6年3月末)
預 金 積 金	428,853,500	415,890,454
当 座 預 金	21,187,166	19,707,592
普 通 預 金	125,168,882	129,272,905
貯 蓄 預 金	933,396	916,172
通 知 預 金	1,983,969	483,336
定 期 預 金	269,386,482	256,255,925
定 期 積 金	8,852,346	8,656,809
そ の 他 の 預 金	1,341,257	597,712
借 用 金	4,300,000	3,600,000
そ の 他 負 債	1,191,920	1,178,445
未 決 済 為 替 借	42,845	83,994
未 払 費 用	371,003	350,160
給 付 補 填 備 金	4,383	4,340
未 払 法 人 税 等	165,885	190,261
前 受 収 益	168,892	108,781
払 戻 未 済 金	17,354	34,461
職 員 預 り 金	268,560	283,514
資 産 除 去 債 務	16,328	16,757
そ の 他 の 負 債	136,666	106,173
賞 与 引 当 金	151,982	154,223
退 職 給 付 引 当 金	1,064,542	988,951
役員退職慰労引当金	273,080	309,220
睡眠預金払戻損失引当金	16,372	11,074
偶 発 損 失 引 当 金	304,779	297,716
債 務 保 証	90,330	79,932
負 債 の 部 合 計	436,246,508	422,510,018

■純資産の部

(単位:千円)

科 目	第72期 (令和5年3月末)	第73期 (令和6年3月末)
出 資 金	1,504,228	1,487,827
普 通 出 資 金	1,504,228	1,487,827
利 益 剰 余 金	27,924,806	28,691,016
利 益 準 備 金	1,498,403	1,504,228
そ の 他 利 益 剰 余 金	26,426,403	27,186,788
特 別 積 立 金	24,740,000	25,340,000
(経営安定化積立金)	(1,800,000)	(1,800,000)
当期末処分剰余金	1,686,403	1,846,788
組 合 員 勘 定 合 計	29,429,034	30,178,843
そ の 他 有 価 証 券	△ 1,650,902	△ 3,837,768
評 価 差 額 金	△ 1,650,902	△ 3,837,768
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,650,902	△ 3,837,768
純 資 産 の 部 合 計	27,778,131	26,341,074

負債及び純資産の部合計	464,024,639	448,851,093
-------------	-------------	-------------



丹波篠山市 武家屋敷安間家史料館

貸借対照表の注記事項

- (注)
- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年
 - 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 貸倒引当金は債権などの貸倒による損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
すべての貸金等債権は自己査定基準に基づき、営業店が第一次査定、融資部が第二次査定を実施し、相互率制機能の有効性確保と責任体制の明確化のため、経営管理部分が最終査定を行い、その査定結果に基づき上記引当を行っております。なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接控除しており、その金額は876百万円であります。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理
過去勤務費用	発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から損益処理
 - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金等の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
 - 顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」による役務の提供に対する収益等から構成されております。顧客との契約から生じる収益の計上時期は、顧客への役務提供時点等において履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、顧客への役務提供と交換に受取る見込まれる金額で算出しております。
 - 有形固定資産に係る控除対象外消費税等で、20万円以上のものは「その他の資産」に計上のうえ5年間で均等償却を行い、20万円未満のものは当事業年度の費用に計上しております。
 - 証券投資信託の解約時の解約損益については銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金に、解約損は国債等債券償還損に計上しています。
 - 会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
(1)貸倒引当金
 - ①当事業年度に係る計算書類等に計上した額

貸倒引当金	2,018百万円
-------	----------
 - ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
(i)算出方法
貸倒引当金の算出方法は、6.に記載しております。
(ii)主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
(iii)翌事業年度に係る計算書類等に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 子会社等の株式または出資金の総額 10百万円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 64百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 6,992百万円
 - 債権のうち破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額、ならびにこれらの合計額は次のとおりであります。
それぞれの定義は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」施行規則第4条によっております。

(単位:百万円)

区 分	令和6年3月31日
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	2,106
危険債権額	10,235
要管理債権額	7
三月以上延滞債権額	5
貸出条件緩和債権額	2
小計額	12,349
正常債権額	247,744
合計額	260,094

(注)なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、2,747百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	有価証券	6,160百万円
担保資産に対応する債務	借入金	3,600百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引および日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金5,250百万円を担保として提供しております。
出資1口当たりの純資産額は17,704円39銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2)金融商品の内容およびそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3)金融商品にかかるリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会、常務会における報告のほか、経営陣出席のもとで融資部、経営管理部および個々の営業店による審査会を開催しています。
さらに、与信管理の状況については、経営管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、総務部と経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決議されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には経営管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
(ii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用規程に定められた投資対象や投資枠に従い行われております。経営管理部では、市場リスク管理方針および市場リスク管理規程に基づき継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は経営管理部を通じ、理事会および常務会において定期的に報告されております。
(iii)市場リスクにかかる定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスク(および為替リスク)の影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」および「預金積金」であります。これらの金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRは、「有価証券」のうち債券は分散共分散法、「預け金」「貸出金」および「預金積金」はモンテカルロ・シミュレーション法により算出しており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で6,328百万円であります。(前提条件:保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年)
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達にかかる流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、日本銀行との代理人取引による現金調達手段の確保、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
金融商品の時価等に関する事項
令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	49,963	49,986	22
(2) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券(*2)	12,599 110,151	11,433 110,151	△ 1,166 —
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*3)	259,936 △ 2,018	259,169	1,251
金 融 資 産 計	430,632	430,740	108
(1) 預金積金(*1)	415,890	415,575	△ 314
金 融 負 債 計	415,890	415,575	△ 314

(*1) 預け金、貸出金および預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する事項は25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その帳簿価額。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OIS)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OIS)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等および全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)	69
全信組連出資金(*1)	2,201
合 計	2,280

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	49,963	—	—	—
貸出金(*2)	59,754	99,916	59,555	32,026
合 計	109,718	99,916	59,555	32,026

(*1) 預け金のうち、流動性預け金は1年以内に含めております。

(*2) 貸出金のうち6ヵ月を超える延滞債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*1)	381,726	24,467	9,695	—
合 計	381,726	24,467	9,695	—

(*1) 預金積金のうち、要求払預金および期日到来済の定期性預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	1,000	1,001	1
	小 計	1,000	1,001	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	11,599	10,432	△ 1,167
	小 計	11,599	10,432	△ 1,167
合	計	12,599	11,433	△ 1,166

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	—	—	—
	債 券	20,528	20,210	317
	国 債	1,482	1,481	1
	地 方 債	11,591	11,368	223
	社 債	7,453	7,361	92
	そ の 他	13,845	12,589	1,256
	小 計	34,373	32,799	1,573
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	株 式	—	—	—
	債 券	69,075	75,524	△ 6,449
	国 債	26,859	30,244	△ 3,385
	地 方 債	14,699	16,264	△ 1,565
	社 債	27,516	29,015	△ 1,498
	そ の 他	6,702	7,084	△ 381
	小 計	75,777	82,608	△ 6,831
合 計		110,151	115,408	△ 5,257

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額

売却益

25,029百万円 1,230百万円

28. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	3,214	10,525	25,589	50,273
	国 債	—	—	26,859
	地 方 債	2,011	4,711	14,604
	社 債	1,202	5,814	8,809
そ の 他	1,499	2,282	9,265	10,961
合 計	4,714	12,808	34,854	61,234

29. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がないかぎり、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、34,734百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものは34,664百万円であります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることが出来る旨の条件が付されております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金 656 百万円

退職給付引当金 266

減価償却費 263

その他有価証券評価差額金 1,419

その他 394

繰延税金資産小計 3,000

評価性引当額 △ 558

繰延税金資産合計 2,442

繰延税金負債

その他 0

繰延税金負債合計 0

繰延税金資産(負債)の純額 2,441

財務諸表

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第72期 (令和4年度)	第73期 (令和5年度)
経 常 収 益	6,105,604	6,862,900
資 金 運 用 収 益	5,201,954	5,240,332
貸 出 金 利 息	3,335,498	3,580,478
預 け 金 利 息	90,030	73,151
有価証券利息配当金	1,685,873	1,495,599
その他の受入利息	90,551	91,102
役 務 取 引 等 収 益	270,780	274,076
受入為替手数料	110,190	109,105
その他の役務収益	160,590	164,971
そ の 他 業 務 収 益	513,051	1,256,105
国債等債券売却益	428,546	1,199,874
その他の業務収益	84,504	56,231
そ の 他 経 常 収 益	119,818	92,386
償 却 債 権 取 立 益	114,056	47,917
株 式 等 売 却 益	—	30,400
その他の経常収益	5,761	14,067
経 常 費 用	5,250,748	5,756,230
資 金 調 達 費 用	149,867	139,082
預 金 利 息	155,046	135,450
給付補填備金繰入額	3,082	3,144
借 用 金 利 息	△ 9,603	△ 898
その他の支払利息	1,342	1,386
役 務 取 引 等 費 用	178,657	173,782
支払為替手数料	32,254	31,675
その他の役務費用	146,402	142,107
そ の 他 業 務 費 用	422,376	1,253,928
国債等債券売却損	58,583	—
国債等債券償還損	358,339	1,251,908
その他の業務費用	5,453	2,020
経 費	3,985,039	4,049,631
人 件 費	2,403,905	2,363,577
物 件 費	1,428,713	1,524,836
税 金	152,420	161,217
そ の 他 経 常 費 用	514,808	139,805
貸倒引当金繰入額	393,205	△ 20,188
その他資産償却	40	40
その他の経常費用	121,563	159,953

(単位:千円)

科 目	第72期 (令和4年度)	第73期 (令和5年度)
経 常 利 益	854,855	1,106,669
特 別 利 益	0	7,298
固 定 資 産 処 分 益	0	7,298
特 別 損 失	21	10,061
固 定 資 産 処 分 損	21	10,061
税 引 前 当 期 純 利 益	854,835	1,103,907
法人税、住民税及び事業税	238,979	267,770
法 人 税 等 調 整 額	△ 25,026	10,266
法 人 税 等 合 計	213,953	278,037
当 期 純 利 益	640,882	825,870
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	1,045,520	1,020,918
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,686,403	1,846,788

- (注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2.子会社等との取引による収益総額 1百万円
子会社等との取引による費用総額 139百万円
- 3.出資1口当たりの当期純利益 546円55銭
- 4.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、270百万円であります。
- 5.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第72期 (令和4年度)	第73期 (令和5年度)
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,686,403,028	1,846,788,527
剰 余 金 処 分 額	665,484,836	759,090,888
出 資 配 当 金	59,659,836 (年4.0%)	59,090,888 (年4.0%)
利 益 準 備 金	5,825,000	—
特 別 積 立 金	600,000,000	700,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	1,020,918,192	1,087,697,639

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用協同組合等」に該当していますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」の監査を受け、適法と認められています。

財務諸表の適正性および内部監査の有効性

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書の適正性および同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月25日

兵庫県信用組合 理事長 橋爪 秀明

経営指標

総資産利益率

(単位:%)

項 目	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.16	0.22
総資産当期純利益率	0.12	0.17

預貸率・預証率

(単位:%)

項 目			令和4年度	令和5年度
預貸率	期 中 平 均		54.14	56.49
	期 末		59.42	62.50
預証率	期 中 平 均		34.48	31.08
	期 末		34.70	29.53

利回・利鞘

(単位:%)

項 目	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.05	1.11
資金調達原価率	0.86	0.93
総資金利鞘	0.19	0.18
預金貸出金利鞘	0.45	0.48

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位:百万円・%)

項 目		令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	平均残高	493,998	469,484
	利 息	5,201	5,240
	利 回 り	1.05	1.11
うち貸出金	平均残高	245,813	252,464
	利 息	3,335	3,580
	利 回 り	1.35	1.41
うち預け金	平均残高	89,413	75,908
	利 息	90	73
	利 回 り	0.10	0.09
うち有価証券	平均残高	156,570	138,910
	利 息	1,685	1,495
	利 回 り	1.07	1.07
資金調達勘定	平均残高	473,279	448,287
	利 息	149	139
	利 回 り	0.03	0.03
うち預金積金	平均残高	454,005	446,876
	利 息	158	138
	利 回 り	0.03	0.03
うち借入金	平均残高	19,004	1,135
	利 息	△ 9	△ 0
	利 回 り	△ 0.05	△ 0.07

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度86百万円、令和5年度83百万円)を、それぞれ控除して表示しています。

受取利息・支払利息

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
受 取 利 息	5,201	46	5,240	38
支 払 利 息	149	△ 35	139	△ 10

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一般貸倒引当金	265	△ 2	226	△ 38
個別貸倒引当金	1,958	15	1,791	△ 167
貸倒引当金合計	2,224	12	2,018	△ 205

粗利益・業務純益

(単位:百万円・%)

項 目	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	5,052	5,101
資金運用収益	5,201	5,240
資金調達費用	149	139
役 務 取 引 等 収 支	92	100
役務取引等収益	270	274
役務取引等費用	178	173
そ の 他 業 務 収 支	90	2
その他業務収益	513	1,256
その他業務費用	422	1,253
業 務 粗 利 益	5,234	5,203
業 務 粗 利 益 率	1.05	1.10
業 務 純 益	1,285	1,198
実 質 業 務 純 益	1,283	1,160
コ ア 業 務 純 益	1,271	1,212
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,271	1,212

役務取引の状況

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
役 務 取 引 等 収 益	270	274
受入為替手数料	110	109
その他の受入手数料	160	164
その他の役務取引等収益	0	0
役 務 取 引 等 費 用	178	173
支払為替手数料	32	31
その他の支払手数料	6	3
その他の役務取引等費用	139	138

その他業務収支の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
そ の 他 業 務 収 益	513	1,256
国債等債券売却益	428	1,199
その他の業務収益	84	56
そ の 他 業 務 費 用	422	1,253
国債等債券売却損	58	—
国債等債券償還損	358	1,251
その他の業務費用	5	2

経費の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	2,403	2,363
報酬給料手当	1,947	1,936
賞与引当金純繰入額	△ 3	2
退職給付費用(勤務費用等)	128	120
退職給付費用(臨時分)	△ 20	△ 30
役員退職慰労引当金純繰入額	53	36
社会保険料等	298	298
物 件 費	1,428	1,524
事務費	694	733
固定資産費	171	239
事業費	73	84
人事厚生費	58	58
預金保険料	70	67
そ の 他	361	342
税 金	152	161
経 費 合 計	3,985	4,049

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	2	25

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和4年度	令和5年度
送金振込	仕 向	250,284	278,766
	被 仕 向	283,853	302,445
代金取立	仕 向	7,048	—
	被 仕 向	752	16

外国為替取次実績

(単位:千米ドル)

区 分		令和4年度	令和5年度
貿 易	輸 出	763	598
	輸 入	746	642
貿 易 外	外 国 送 金 等	167	83
	外 貨 預 金	—	—
合 計		1,677	1,323

報酬体系

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

当組合では、理事全員および監事全員(非常勤を含みます。)の報酬体系を開示しています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決議しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決議しています。

また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で決議を得た後、支払っています。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

① 決定方法 ② 支払手段 ③ 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	98,800	140,000
監 事	15,600	35,000
合 計	114,400	175,000

(注) 1.左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2.支払人数は、理事10名、監事3名です。
3.使用人兼務理事4名の使用人分の報酬(賞与を含みます。)は、36.0百万円です。
4.左記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2.「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3.「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
4.当組合の職員の給与、賞与および退職金は、当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っています。
なお、当組合は、非常勤・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与した報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引起す報酬体系はありません。

〈預金に関する指標〉

預金科目別平均残高

(単位:百万円・%)

科 目		令和4年度		令和5年度	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流動性預金	当座預金	18,653	4.10	17,333	3.87
	普通預金	158,223	34.85	158,516	35.47
	貯蓄預金	968	0.21	918	0.20
	通知預金	357	0.07	597	0.13
定期性預金	定期預金	266,225	58.63	260,210	58.22
	定期積金	8,938	1.96	8,650	1.93
その他の預金		639	0.14	650	0.14
合 計		454,005	100.00	446,876	100.00

金利区分別の定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固 定 金 利	269,379	256,248
変 動 金 利	7	7
そ の 他	—	—
合 計	269,386	256,255

(注) 固定金利には、期日指定定期預金を含んでいます。

預金者別預金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
一 般 法 人	117,141	111,358
公 金	12,579	12,890
金 融 機 関	1,525	0
個 人	297,607	291,640
合 計	428,853	415,890
組 合 員 預 金	375,136	364,539
組 合 員 外 預 金	53,716	51,351

(注) 国等および組合員と生計を一にする配偶者等の預金は、組合員預金に含まれています。

〈有価証券に関する指標〉

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円・%)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	47,231	30.16	35,952	25.88
地 方 債	36,925	23.58	32,626	23.48
短期社債	—	—	—	—
社 債	30,546	19.50	33,128	23.84
株 式	79	0.05	79	0.05
外国証券	25,017	15.97	24,902	17.92
その他の証券	16,769	10.71	12,220	8.79
合 計	156,570	100.00	138,910	100.00

(注) 商品有価証券はありません。

有価証券種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

項 目		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの	合計
国 債	令和4年度末	—	—	7,255	35,160	—	42,416
	令和5年度末	—	—	1,482	26,859	—	28,341
地 方 債	令和4年度末	708	11,146	8,263	16,153	—	36,271
	令和5年度末	2,011	4,711	4,962	14,604	—	26,290
短期社債	令和4年度末	—	—	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—	—	—
社 債	令和4年度末	1,005	6,204	14,512	8,259	—	29,981
	令和5年度末	1,202	5,814	19,143	8,809	—	34,970
株 式	令和4年度末	—	—	—	—	79	79
	令和5年度末	—	—	—	—	79	79
外国証券	令和4年度末	2,000	1,999	4,880	16,228	—	25,108
	令和5年度末	1,499	2,011	9,265	10,476	—	23,253
その他の証券	令和4年度末	438	6,231	446	478	7,364	14,958
	令和5年度末	—	271	—	484	9,138	9,894
合 計	令和4年度末	4,152	25,581	35,357	76,279	7,444	148,816
	令和5年度末	6,496	20,291	29,740	57,083	9,218	122,831

有価証券の時価等情報

- 「売買目的有価証券」、「子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの」、「金銭の信託」および「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引に該当するデリバティブ取引等」はありません。
- 下表(1)の「時価」および同(2)の「貸借対照表計上額」は、各事業年度末における市場価格等に基づいています。
- 下表の「社債」には政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
- 下表の「その他」には外国証券、投資信託が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類		令和4年度末			令和5年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,000	1,018	18	1,000	1,001	1
	小 計	1,000	1,018	18	1,000	1,001	1
時価が貸借 対照表計上 額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	11,599	10,455	△ 1,144	11,599	10,432	△ 1,167
	小 計	11,599	10,455	△ 1,144	11,599	10,432	△ 1,167
合 計		12,599	11,474	△ 1,125	12,599	11,433	△ 1,166

(2) その他有価証券

(単位:百万円)

種 類		令和4年度末			令和5年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	43,843	41,380	2,462	20,528	20,210	317
	国 債	16,111	14,711	1,400	1,482	1,481	1
	地方債	20,910	19,981	929	11,591	11,368	223
	社 債	6,821	6,688	132	7,453	7,361	92
	そ の 他	14,585	13,518	1,066	13,845	12,589	1,256
	小 計	58,428	54,899	3,529	34,373	32,799	1,573
貸 借 対 照 表計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	64,826	69,000	△ 4,174	69,075	75,524	△ 6,449
	国 債	26,305	28,294	△ 1,988	26,859	30,244	△ 3,385
	地方債	15,360	16,364	△ 1,003	14,699	16,264	△ 1,565
	社 債	23,160	24,342	△ 1,182	27,516	29,015	△ 1,498
	そ の 他	12,881	14,498	△ 1,616	6,702	7,084	△ 381
	小 計	77,708	83,499	△ 5,790	75,777	82,608	△ 6,831
合 計		136,137	138,398	△ 2,261	110,151	115,408	△ 5,257

(3) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金

(単位:百万円)

項 目	令和4年度末 貸 借 対 照 表 計 上 額	令和5年度末 貸 借 対 照 表 計 上 額
子会社・子法人等株式	10	10
非 上 場 株 式	69	69
全 信 組 連 出 資 金	2,201	2,201
合 計	2,280	2,280

(注) 子会社・子法人等株式、非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

〈貸出金等に関する指標〉

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割 引 手 形	2,937	1.19	2,641	1.04
手 形 貸 付	8,596	3.52	9,060	3.58
証 書 貸 付	229,586	93.39	235,007	93.08
当 座 貸 越	4,692	1.90	5,753	2.27
合 計	245,813	100.00	252,464	100.00

担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額

(単位:百万円)

項 目	貸出金残高		債務保証見返額	
	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
当組合預金積金	8,291	7,869	2	2
有 価 証 券	40	39	—	—
不 動 産	51,477	52,517	—	—
そ の 他	—	—	—	—
小 計	59,809	60,426	2	2
信用保証協会・信用保険	108,538	105,666	—	—
保 証	50,898	49,740	65	58
信 用	35,605	44,102	22	19
合 計	254,851	259,936	90	79

使途別の貸出金残高

(単位:百万円・%)

項 目	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運 転 資 金	184,226	72.28	187,279	72.04
設 備 資 金	47,405	18.60	49,351	18.98
消 費 的 支 出	5,037	1.97	4,814	1.85
資 産 的 支 出	18,182	7.13	18,490	7.11
合 計	254,851	100.00	259,936	100.00

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度末	令和5年度末
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	41	36
株式会社日本政策金融公庫	23	22
独立行政法人住宅金融支援機構	1,007	872
独立行政法人福祉医療機構	81	68
そ の 他	111	110
合 計	1,266	1,110

金利区分別の貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	令和4年度末	令和5年度末
固 定 金 利	116,682	117,568
変 動 金 利	138,169	142,367
合 計	254,851	259,936

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

項 目	令和4年度末	令和5年度末
消 費 者 ロ ー ン	2,581	2,485
住 宅 ロ ー ン	12,386	12,543
合 計	14,967	15,029

業種別貸出金残高・貸出金総額に占める割合

(単位:百万円・%)

業種別	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	49,153	19.28	47,884	18.42
農 業、林 業	322	0.12	953	0.36
漁 業	3	0.00	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	34,660	13.60	34,314	13.20
電気、ガス、熱供給、水道業	163	0.06	265	0.10
情 報 通 信 業	663	0.26	614	0.23
運 輸 業、郵便業	17,417	6.83	18,208	7.00
卸 売 業、小 売 業	45,055	17.67	46,940	18.05
金 融 業、保 険 業	11,273	4.42	13,240	5.09
不 動 産 業	31,031	12.17	33,135	12.74
物 品 賃 貸 業	965	0.37	948	0.36
学術研究、専門・技術サービス業	3,327	1.30	3,121	1.20
宿 泊 業	1,686	0.66	1,650	0.63
飲 食 業	4,375	1.71	4,493	1.72
生活関連サービス業、娯楽業	1,430	0.56	1,622	0.62
教 育、学 習 支 援 業	933	0.36	963	0.37
医 療、福 祉	5,014	1.96	4,709	1.81
そ の 他 の サ ー ビ ス	14,598	5.72	13,303	5.11
そ の 他 の 産 業	2,191	0.85	1,959	0.75
小 計	224,269	87.99	228,331	87.84
国・地方公共団体等	7,362	2.88	8,300	3.19
個人(住宅・消費・納税資金等)	23,219	9.11	23,304	8.96
合 計	254,851	100.00	259,936	100.00
組 合 員 貸 出	246,956	96.90	250,735	96.46
組 合 員 外 貸 出	7,895	3.09	9,200	3.53

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金等の分類

協金法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円・%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和4年度	2,430	1,490	939	2,430	100.00	100.00
	令和5年度	2,106	1,231	874	2,106	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	9,747	7,760	979	8,739	89.65	49.27
	令和5年度	10,235	8,324	877	9,202	89.90	45.91
要管理債権	令和4年度	6	6	0	7	100.00	—
	令和5年度	7	7	0	8	100.00	—
	三月以上延滞債権	令和4年度	2	2	0	100.00	—
		令和5年度	5	5	0	100.00	—
	貸出条件緩和債権	令和4年度	4	4	0	100.00	—
		令和5年度	2	2	0	100.00	—
小計	令和4年度	12,184	9,257	1,919	11,177	91.73	65.57
	令和5年度	12,349	9,564	1,751	11,316	91.63	62.89
正常債権	令和4年度	242,810					
	令和5年度	247,744					
合計	令和4年度	254,995					
	令和5年度	260,094					

- (注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1および2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2および4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権(1、2および3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」には、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 金額は、決算後(償却後)の計数です。



三木市 子午線塔時計台

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等で構成されています。

令和6年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

1.発行主体:兵庫県信用組合 2.資本調達手段の種類:普通出資 3.コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,487百万円

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積の永久優先出資に係る組合員勘定の額	29,369	30,119
うち、出資金および資本剰余金の額	1,504	1,487
うち、利益剰余金の額	27,924	28,691
うち、外部流出予定額(△)	59	59
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	283	258
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	283	258
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	29,652	30,378
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	49	37
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	49	37
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	49	37
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	29,603	30,341
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	161,593	172,675
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,045	10,052
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	171,639	182,727
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	17.24%	16.60%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」にかかる算式に基づき算出しています。

なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性と安全性を十分保持しています。

将来の自己資本充実策につきましては、事業計画に基づき得られた利益による資本の積み上げを第一義的な自己資本の充実策としています。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計(A)	161,593	6,463	172,675	6,907
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	152,975	6,119	163,662	6,546
ソブリン向け	407	16	523	20
金融機関向け	12,875	515	13,923	556
法人等向け	56,105	2,244	63,509	2,540
中小企業等・個人向け	32,605	1,304	31,919	1,276
抵当権付住宅ローン	1,448	57	1,343	53
不動産取得等事業向け	27,729	1,109	29,357	1,174
三月以上延滞等	65	2	88	3
信用保証協会等による保証	4,856	194	5,738	229
出資等	80	3	80	3
出資等のエクスポージャー	80	3	80	3
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,201	88	2,201	88
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,102	324	8,575	343
ルック・スルー方式	8,102	324	8,575	343
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	513	20	436	17
中央清算機関関連エクスポージャー	2	0	0	0
オペレーショナル・リスク(B)	10,045	401	10,052	402
単体総所要自己資本額(A+B)	171,639	6,865	182,727	7,309

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。なお、当組合では派生商品取引は取扱っていません。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスクについて、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5～6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

Moody's、R&I、JCR、S&Pの4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていない。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

業種別および残存期間別

（単位：百万円）

業 種 区 分 期 間 区 分	エクスポージャー 区 分	信用リスクエクスポージャー 期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント およびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券(国内)		債券(国外)			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業		56,086	57,010	49,178	47,908	6,907	9,101	—	—	46	14
農 業、林 業		322	954	322	954	—	—	—	—	—	—
漁 業		3	—	3	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		34,970	34,641	34,670	34,341	300	300	—	—	0	0
電気、ガス、熱供給、水道業		2,367	2,769	163	265	2,204	2,504	—	—	—	—
情 報 通 信 業		763	714	663	614	100	100	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		27,592	29,786	17,463	18,255	10,128	11,530	—	—	—	4
卸 売 業、小 売 業		47,467	50,557	45,061	46,950	2,405	3,606	—	—	56	109
金 融 業、保 険 業		76,405	80,751	11,279	13,249	4,081	4,659	15,273	10,555	—	—
不 動 産 業		35,389	37,183	31,040	33,150	4,349	4,032	—	—	36	16
物 品 賃 貸 業		965	948	965	948	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		3,331	3,125	3,331	3,125	—	—	—	—	14	7
宿 泊 業		1,687	1,651	1,687	1,651	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		4,376	4,494	4,376	4,494	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		1,431	1,622	1,431	1,622	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		933	963	933	963	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		5,015	4,710	5,015	4,710	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		14,604	13,308	14,604	13,308	—	—	—	—	10	5
そ の 他 の 産 業		2,220	1,984	2,220	1,984	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		87,538	68,358	7,414	8,312	80,123	60,046	—	—	—	—
個 人		23,236	23,327	23,236	23,327	—	—	—	—	39	53
そ の 他		43,015	37,439	—	—	—	—	11,134	13,860	—	—
業 種 別 合 計		469,726	456,302	255,065	260,137	110,601	95,882	26,408	24,416	203	210
1 年 以 下		79,502	88,916	32,710	34,119	1,705	3,210	2,002	1,501		
1 年 超 3 年 以 下		25,407	17,760	14,222	12,538	5,633	4,928	2,003	—		
3 年 超 5 年 以 下		34,329	31,826	24,708	26,023	4,650	3,710	—	2,092		
5 年 超 7 年 以 下		35,314	66,651	25,178	53,006	6,449	9,437	3,171	4,207		
7 年 超 1 0 年 以 下		120,010	87,772	93,737	65,169	24,296	16,997	1,976	5,604		
1 0 年 超		143,239	130,279	57,618	61,171	67,866	57,598	17,254	11,009		
期間の定めのないもの		31,921	33,094	6,889	8,108	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		469,726	456,302	255,065	260,137	110,601	95,882	26,408	24,416		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者にかかるエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、株式、投資信託、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

32ページをご参照ください。

- (注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は、上記残高等に含めていません。

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	554	566	43	2	—	—	30	45	566	523	—	—
農 業 、 林 業	0	0	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	91	81	12	4	4	—	17	7	81	77	7	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	33	76	44	5	—	—	0	5	76	76	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	543	498	98	25	100	1	42	47	498	474	—	1
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	257	273	25	10	—	—	10	39	273	244	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	6	1	2	—	—	—	0	6	8	—	—
宿 泊 業	—	8	8	—	—	—	—	1	8	7	—	—
飲 食 業	30	28	0	0	—	—	2	1	28	27	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	156	162	6	1	—	—	0	1	162	162	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	18	18	—	—	—	—	0	0	18	17	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	115	126	27	3	—	8	16	39	126	83	—	33
そ の 他 の 産 業	40	21	—	—	—	—	19	21	21	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	96	87	2	3	—	—	12	4	87	85	—	—
合 計	1,943	1,958	271	59	104	10	152	215	1,958	1,791	7	35

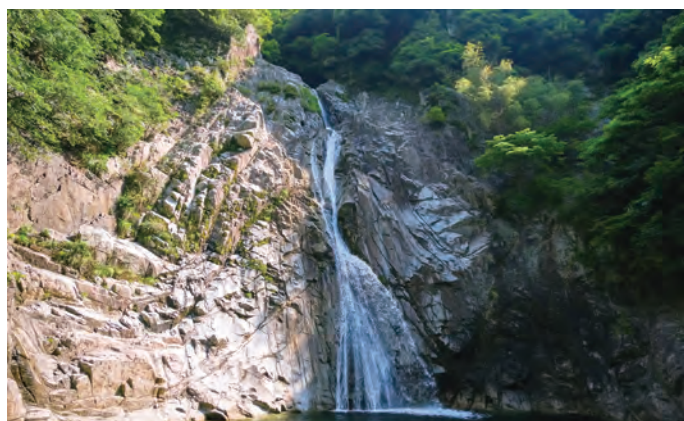
- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しています。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

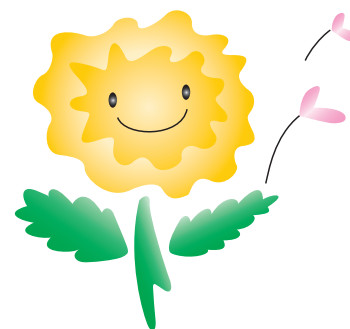
(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	5,473	104,238	—	80,479
10%	—	103,541	—	101,404
20%	76,059	2,674	85,100	2,485
35%	—	4,141	—	3,839
50%	23,041	147	25,832	122
75%	—	51,771	—	50,427
100%	801	96,760	801	104,766
150%	—	23	—	6
250%	—	1,050	—	1,035
1250%	—	—	—	—
合 計	105,376	364,349	111,734	344,567

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。



神戸市 布引の滝

けんしんキャラクター
たんぽぽの妖精 “ぽっぽちゃん”

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブ等が該当します。当組合では、融資の審査に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しています。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をしていただく等適切な取扱いに努めています。

当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っています。

当組合が自己資本比率算出上採用する信用リスク削減手法について、適格金融資産担保としては自組合預金積金、保証としては地方公共団体、民間保証会社によるものがあります。また、日本銀行貸出支援基金の活用にかかる「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」があります。保証会社に関する信用度の評価は、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「事務取扱要領」等や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻し充当します。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ		信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ		
			令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			9,905	9,440	4,462	4,728	－	－	
			ソ ブ リ ン 向 け	397	349	902	1,102	－	－
			金 融 機 関 向 け	－	－	－	－	－	－
			法 人 等 向 け	2,748	2,803	－	－	－	－
			中 小 企 業 等 ・ 個 人 向 け	5,934	5,468	3,540	3,615	－	－
			抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	1	1	－	－	－	－
			不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	822	817	19	10	－	－
			三 月 以 上 延 滞 等	－	－	－	－	－	－
			出 資 等	－	－	－	－	－	－
				出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	－	－	－	－	－
	重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－	－	－		
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			－	－	－	－	－	－	
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			－	－	－	－	－	－	

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
派 生 商 品 取 引 合 計	1,711	1,455	1,711	1,455
外 国 為 替 関 連 取 引	1,429	1,067	1,429	1,067
金 利 関 連 取 引	19	—	19	—
金 関 連 取 引	—	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	262	388	262	388
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	1,711	1,455	1,711	1,455

(注) 上記金額は、当組合が保有する投資信託等に内包する派生商品取引であり、当組合自ら当該取引を行っていません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当組合は、オリジネーターとしての取引は行っておらず、投資家としての立場から証券化エクスポージャーを保有することとしています。運用に際しては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報を把握する等の管理手法をとっています。

また、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用するほか、5～6ページの「リスク管理体制」に沿った取組みを行うこととしています。

投資家として保有する信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーおよび再証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5～6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

6ページの「オペレーショナル・リスク管理」をご参照ください。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に経営会議やALM委員会に報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式に関しては、当組合が定める「資金運用規程」および「自己査定基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。

また、リスクの状況は、財務諸表を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	855	855	777	777
非 上 場 株 式 等	3,418	—	2,560	—
合 計	4,274	855	3,338	777

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
 2. 全国信用協同組合連合会向けの普通出資を含む一方、保険会社の基金債および負債性資本調達手段(劣後ローン等)については含んでいません。
 3. 投資信託等複数の資産を裏付とするエクスポージャーのうち、上場・非上場の確認および裏付資産の一部だけの貸借対照表計上額や時価の把握が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	—	30
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	△ 44	△ 22

- (注) 1. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。
 2. 保険会社の基金債および負債性資本調達手段(劣後ローン等)のほか、裏付資産に含まれる出資等エクスポージャーのみにかかる評価損益の額を把握することが困難な投資信託については、含まれていません。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	(単位:百万円)	
	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,123	9,511
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、経営管理部が所管しています。
 具体的には、理事会で金利リスク管理に関する重要な事項を決議し、その方針に則り、経営管理部が、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム等により金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にALM委員会に報告、提言をしています。
 ALM委員会においては、金利リスク管理の基本方針・リスク計画・対応策等の審議、調整を行っています。

(2) 金利リスク

(単位:百万円)					
IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,384	15,180	424	377
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 268	△ 288
3	スティープ化	10,933	13,093		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	12,384	15,180	424	377
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	30,341		29,603	

(単位:百万円)		
参考	当期末	前期末
VaRベース	6,328	7,247

(保有期間:60日、信頼区間:99%、観測期間:1年)

(注) 金利リスクに関する事項については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。



加西市 北条鉄道

連結財務諸表

子会社等の状況

令和5年度の連結子会社は、「けんしんサービス株式会社」の1社です。

項 目	所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	当組合の株式等の 保有割合	他の子会社等の 株式保有割合
けんしんサービス 株式会社	神戸市中央区栄町通 3丁目2番5号	1,000万円	不動産の管理・調度品・ 事務用品・広告 宣伝物品の管理等	平成9年6月23日	100%	—

(注) 上記の会社は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する子会社です。

連結の主要事業指標

(単位:百万円・%)

項 目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	6,301	6,154	5,737	6,104	6,862
経 常 利 益	685	775	774	857	1,109
当 期 純 利 益	535	545	511	642	827
純 資 産 額	32,671	32,792	30,892	27,820	26,384
総 資 産 額	458,886	484,460	485,851	463,926	448,762
連 結 自 己 資 本 比 率	15.15	17.08	17.18	17.27	16.63

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでいません。

連結貸借対照表

資産の部

(単位:千円)

科 目	令和5年3月末	令和6年3月末
現 金 預 け 金	52,016,592	56,560,383
有 価 証 券	148,806,887	122,821,080
貸 出 金	254,851,833	259,936,076
そ の 他 資 産	2,753,756	3,124,998
有 形 固 定 資 産	6,010,495	5,845,479
無 形 固 定 資 産	67,800	50,962
繰 延 税 金 資 産	1,642,944	2,441,518
債 務 保 証 見 返	90,330	79,932
貸 倒 引 当 金 (△)	2,224,067	2,018,271
一般貸倒引当金(△)	265,172	226,621
個別貸倒引当金(△)	1,958,894	1,791,649
資 産 の 部 合 計	464,016,572	448,842,159

(注) 会計処理については、親会社の貸借対照表に準じています。

負債の部

(単位:千円)

科 目	令和5年3月末	令和6年3月末
預 金 積 金	428,794,015	415,825,600
借 用 金	4,300,000	3,600,000
そ の 他 負 債	1,195,502	1,184,630
賞 与 引 当 金	154,006	156,314
退職給付引当金	1,068,340	993,013
役員退職慰労引当金	273,080	309,220
そ の 他 の 引 当 金	321,151	308,790
債 務 保 証	90,330	79,932
負 債 の 部 合 計	436,196,427	422,457,503

純資産の部

(単位:千円)

科 目	令和5年3月末	令和6年3月末
出 資 金	1,504,218	1,487,817
利 益 剰 余 金	27,966,830	28,734,608
組 合 員 勘 定 合 計	29,471,048	30,222,425
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,650,902	△ 3,837,768
評価・換算差額等合計	△ 1,650,902	△ 3,837,768
純 資 産 の 部 合 計	27,820,145	26,384,656

負債及び純資産の部合計	464,016,572	448,842,159
--------------------	--------------------	--------------------



朝来市 生野銀山

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	6,104,589	6,862,031
資 金 運 用 収 益	5,201,954	5,240,332
貸 出 金 利 息	3,335,498	3,580,478
預 け 金 利 息	90,030	73,151
有価証券利息配当金	1,685,873	1,495,599
その他の受入利息	90,551	91,102
役 務 取 引 等 収 益	268,980	272,276
その他の業務収益	513,051	1,256,105
その他の経常収益	120,603	93,317
経 常 費 用	5,247,208	5,752,772
資 金 調 達 費 用	149,866	139,081
預 金 利 息	155,045	135,449
給付補填備金繰入額	3,082	3,144
借 用 金 利 息	△ 9,603	△ 898
その他の支払利息	1,342	1,386
役 務 取 引 等 費 用	178,657	173,782
その他の業務費用	422,376	1,253,928
経 常 費	3,948,288	4,040,109
その他の経常費用	548,020	145,869
貸倒引当金繰入額	393,205	△ 20,188
一般貸倒引当金純繰入額	△ 2,467	△ 38,551
個別貸倒引当金純繰入額	395,672	18,362
その他の経常費用	154,815	166,057

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 利 益	857,381	1,109,259
特 別 利 益	0	7,298
固定資産処分益	0	7,298
特 別 損 失	21	10,061
固定資産処分損	21	10,061
税金等調整前当期純利益	857,360	1,106,497
法人税、住民税及び事業税	239,913	268,792
法人税等調整額	△ 25,026	10,266
当 期 純 利 益	642,473	827,437
親会社株主に帰属する当期純利益	642,473	827,437

(注) 会計処理については、親会社の損益計算書に準じています。

連結剰余金計算書

(単位:円)

科 目	令和4年度	令和5年度
利益剰余金期首残高	27,383,689,413	27,966,830,033
利益剰余金増加高	642,473,309	827,437,548
親会社株主に帰属する当期純利益	642,473,309	827,437,548
利益剰余金減少高	59,332,689	59,659,436
配 当 金	59,332,689	59,659,436
利益剰余金期末残高	27,966,830,033	28,734,608,145

(注) 連結剰余金残高には利益準備金、特別積立金が含まれています。

その他

- ◆連結リスク管理債権 …………… 子会社は金融業務を行っていません。したがって、連結リスク管理債権は、単体リスク管理債権と同じです。
- ◆事業の種類別セグメント情報 …………… 子会社は、事業用不動産等の管理、調度品等の購入および管理業務等を営んでいますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。
- ◆オプション取引の時価情報 …………… 上場先物取引の売建・買建残高はありません。
- ◆令和5年度の事業・業績の概要 …………… 当組合の子会社であるけんしんサービス(株)を連結した当期の総資産額は、4,487億円(債務保証見返除く)、純資産額は263億円、経常利益1,109百万円、当期純利益は827百万円となりました。また、当組合グループ全体の健全性・安全性を表す連結自己資本比率は、16.63%となりました。



多可町 青玉神社

連結自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等で構成されています。

令和6年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

1.発行主体:兵庫県信用組合 2.資本調達手段の種類:普通出資 3.コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,487百万円

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	29,411	30,163
うち、出資金および資本剰余金の額	1,504	1,487
うち、利益剰余金の額	27,966	28,734
うち、外部流出予定額(△)	59	59
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	283	258
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	283	258
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	29,694	30,422
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	49	37
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	49	37
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	49	37
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	29,645	30,384
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	161,585	172,666
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,013	10,016
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	171,598	182,682
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.27%	16.63%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」にかかる算式に基づき算出しています。なお、当組合は国内基準により、自己資本比率を算出しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性と安全性を十分保持しています。

将来の自己資本充実策につきましては、事業計画に基づき得られた利益による資本の積上げを第一義的な自己資本の充実策としていきます。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 (A)	161,585	6,463	172,666	6,906
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	152,967	6,118	163,653	6,546
ソブリン向け	407	16	523	20
金融機関向け	12,875	515	13,923	556
法人等向け	56,105	2,244	63,509	2,540
中小企業等・個人向け	32,605	1,304	31,919	1,276
抵当権付住宅ローン	1,448	57	1,343	53
不動産取得等事業向け	27,729	1,109	29,357	1,174
三月以上延滞等	65	2	88	3
信用保証協会等による保証	4,856	194	5,738	229
出資等	70	2	70	2
出資等のエクスポージャー	70	2	70	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,201	88	2,201	88
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,102	324	8,575	343
ルック・スルー方式	8,102	324	8,575	343
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	513	20	436	17
中央清算機関関連エクスポージャー	2	0	0	0
オペレーショナル・リスク(B)	10,013	400	10,016	400
連結総所要自己資本額(A+B)	171,598	6,863	182,682	7,307

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。なお、当組合では派生商品取引は取扱っていません。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスクについて、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%



姫路市 亀山本徳寺

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5～6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

Moody's、R&I、JCR、S&Pの4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

業種別および残存期間別

(単位:百万円)

業 種 区 分 期 間 区 分	エクスポージャー 区 分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント およびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券(国内)		債券(国外)			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	56,086	57,010	49,178	47,908	6,907	9,101	—	—	46	14
農 業 、 林 業	322	954	322	954	—	—	—	—	—	—
漁 業	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	34,970	34,641	34,670	34,341	300	300	—	—	0	0
電気、ガス、熱供給、水道業	2,367	2,769	163	265	2,204	2,504	—	—	—	—
情 報 通 信 業	763	714	663	614	100	100	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	27,592	29,786	17,463	18,255	10,128	11,530	—	—	—	4
卸 売 業 、 小 売 業	47,467	50,557	45,061	46,950	2,405	3,606	—	—	56	109
金 融 業 、 保 険 業	76,405	80,751	11,279	13,249	4,081	4,659	15,273	10,555	—	—
不 動 産 業	35,389	37,183	31,040	33,150	4,349	4,032	—	—	36	16
物 品 賃 貸 業	965	948	965	948	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,331	3,125	3,331	3,125	—	—	—	—	14	7
宿 泊 業	1,687	1,651	1,687	1,651	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	4,376	4,494	4,376	4,494	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,431	1,622	1,431	1,622	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	933	963	933	963	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	5,015	4,710	5,015	4,710	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	14,604	13,308	14,604	13,308	—	—	—	—	10	5
そ の 他 の 産 業	2,220	1,984	2,220	1,984	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	87,538	68,358	7,414	8,312	80,123	60,046	—	—	—	—
個 人	23,236	23,327	23,236	23,327	—	—	—	—	39	53
そ の 他	43,007	37,430	—	—	—	—	11,134	13,860	—	—
業 種 別 合 計	469,718	456,293	255,065	260,137	110,601	95,882	26,408	24,416	203	210
1 年 以 下	79,502	88,916	32,710	34,119	1,705	3,210	2,002	1,501		
1 年 超 3 年 以 下	25,407	17,760	14,222	12,538	5,633	4,928	2,003	—		
3 年 超 5 年 以 下	34,329	31,826	24,708	26,023	4,650	3,710	—	2,092		
5 年 超 7 年 以 下	35,314	66,651	25,178	53,006	6,449	9,437	3,171	4,207		
7 年 超 1 0 年 以 下	120,010	87,772	93,737	65,169	24,296	16,997	1,976	5,604		
1 0 年 超	143,239	130,279	57,618	61,171	67,866	57,598	17,254	11,009		
期間の定めのないもの	31,913	33,085	6,889	8,108	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	469,718	456,293	255,065	260,137	110,601	95,882	26,408	24,416		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、株式、投資信託、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

32ページをご参照ください。

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は、上記残高等に含めていません。

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	554	566	43	2	—	—	30	45	566	523	—	—
農 業 、 林 業	0	0	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	91	81	12	4	4	—	17	7	81	77	7	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	33	76	44	5	—	—	0	5	76	76	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	543	498	98	25	100	1	42	47	498	474	—	1
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	257	273	25	10	—	—	10	39	273	244	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	6	1	2	—	—	—	0	6	8	—	—
宿 泊 業	—	8	8	—	—	—	—	1	8	7	—	—
飲 食 業	30	28	0	0	—	—	2	1	28	27	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	156	162	6	1	—	—	0	1	162	162	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	18	18	—	—	—	—	0	0	18	17	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	115	126	27	3	—	8	16	39	126	83	—	33
そ の 他 の 産 業	40	21	—	—	—	—	19	21	21	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	96	87	2	3	—	—	12	4	87	85	—	—
合 計	1,943	1,958	271	59	104	10	152	215	1,958	1,791	7	35

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	5,473	104,238	—	80,479
10%	—	103,541	—	101,404
20%	76,059	2,674	85,100	2,485
35%	—	4,141	—	3,839
50%	23,041	147	25,832	122
75%	—	51,771	—	50,427
100%	801	96,752	801	104,757
150%	—	23	—	6
250%	—	1,050	—	1,035
1250%	—	—	—	—
合 計	105,376	364,341	111,734	344,558

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。



豊岡市 玄武洞公園

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブ等が該当します。当組合では、融資の審査に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しています。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をしていただく等適切な取扱いに努めています。

当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っています。

当組合が自己資本比率算出上採用する信用リスク削減手法について、適格金融資産担保としては自組合預金積金、保証としては地方公共団体、民間保証会社によるものがあります。また、日本銀行貸出支援基金の活用にかかる「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」があります。保証会社に関する信用度の評価は、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「事務取扱要領」等や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻し充当します。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ		信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ		
			令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			9,905	9,440	4,462	4,728	－	－	
			ソ ブ リ ン 向 け	397	349	902	1,102	－	－
			金 融 機 関 向 け	－	－	－	－	－	－
			法 人 等 向 け	2,748	2,803	－	－	－	－
			中 小 企 業 等 ・ 個 人 向 け	5,934	5,468	3,540	3,615	－	－
			抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	1	1	－	－	－	－
			不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	822	817	19	10	－	－
			三 月 以 上 延 滞 等	－	－	－	－	－	－
			出 資 等	－	－	－	－	－	－
			出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	－	－	－	－	－	－
			重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			－	－	－	－	－	－	
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			－	－	－	－	－	－	

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
派 生 商 品 取 引 合 計	1,711	1,455	1,711	1,455
外 国 為 替 関 連 取 引	1,429	1,067	1,429	1,067
金 利 関 連 取 引	19	—	19	—
金 関 連 取 引	—	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	262	388	262	388
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	1,711	1,455	1,711	1,455

- (注) 上記金額は、当組合が保有する投資信託等に内包する派生商品取引であり、当組合自ら当該取引を行っていません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当組合は、オリジネーターとしての取引は行っており、投資家としての立場から証券化エクスポージャーを保有することとしています。運用に際しては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報を把握する等の管理手法をとっています。

また、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用するほか、5～6ページの「リスク管理体制」に沿った取組みを行うこととしています。

投資家として保有する信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーおよび再証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5～6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

6ページの「オペレーショナル・リスク管理」をご参照ください。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に経営会議やALM委員会に報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式に関しては、当組合が定める「資金運用規程」および「自己査定基準」などに基いた適正な運用・管理を行っています。

また、リスクの状況は、財務諸表を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	855	855	777	777
非 上 場 株 式 等	3,408	—	2,550	—
合 計	4,264	855	3,328	777

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 全国信用協同組合連合会向けの普通出資を含む一方、保険会社の基金債および負債性資本調達手段(劣後ローン等)については含んでいません。
3. 投資信託等複数の資産を裏付とするエクスポージャーのうち、上場・非上場の確認および裏付資産の一部だけの貸借対照表計上額や時価の把握が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	—	30
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	△ 44	△ 22

- (注) 1. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。
2. 保険会社の基金債および負債性資本調達手段(劣後ローン等)のほか、裏付資産に含まれる出資等エクスポージャーのみにかかる評価損益の額を把握することが困難な投資信託については、含まれていません。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,123	9,511
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、経営管理部が所管しています。

具体的には、理事会で金利リスク管理に関する重要な事項を決議し、その方針に則り、経営管理部が、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム等により金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にALM委員会に報告、提言をしています。

ALM委員会においては、金利リスク管理の基本方針・リスク計画・対応策等の審議、調整を行っています。

(2) 金利リスク

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,384	15,180	424	377
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 268	△ 288
3	スティープ化	10,933	13,093		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	12,384	15,180	424	377
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	前期末	
8	自己資本の額	30,384		29,645	

〈参考〉 (単位:百万円)

	当期末	前期末
VaRベース	6,328	7,247

(保有期間:60日、信頼区間:99%、観測期間:1年)

(注) 金利リスクに関する事項については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。



たつの市 龍野城



丹波市 白毫寺の九尺ふじ



本紙は環境に優しい
植物インキを使用しております。



いままでも これからも いつまでも

兵庫県信用組合

〒650-0023 神戸市中央区栄町通3丁目4番17号
TEL:078-391-6315(代)・FAX:078-392-5290
URL▶<https://www.hyogokenshin.co.jp/>
E-mail▶webmaster@hyogokenshin.co.jp

Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。